

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p data-bbox="277 395 927 523">富山県地域防災計画 風水害編・火災編・個別災害編</p> <div data-bbox="595 692 1498 911" style="border: 2px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><h1 style="margin: 0;">修 正 案</h1></div> <p data-bbox="443 1166 763 1283">平成<u>元</u>年 <u>6</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1182 395 1832 523">富山県地域防災計画 風水害編・火災編・個別災害編</p> <div data-bbox="1767 233 2085 411" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>凡例</p><p><u>下線</u> 修正箇所</p></div> <p data-bbox="1346 1166 1666 1283">令和<u>  </u>年 <u>  </u>月修正 富山県防災会議</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）用語例</p> <p>1 防災関係機関の用語例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台及び管区海上保安本部をいう。</p> <p>(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行富山事務所、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、関西電力株式会社及び日本通運株式会社をいう。</p> <p>(4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山</p>	<p>(2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（<a href="#">昭和36年法律第223号</a>。以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台、管区海上保安本部及び<a href="#">地方環境事務所</a>をいう。</p> <p>(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、<a href="#">ソフトバンク株式会社</a>、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、<a href="#">北陸電力送配電株式会社</a>、<a href="#">関西電力送配電株式会社</a>、<a href="#">関西電力株式会社</a>、<a href="#">関西電力送配電株式会社</a>及び日本通運株式会社をいう。</p> <p>(4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山</p>	<p>&lt;各編共通&gt; 記載の適正化</p> <p>&lt;各編共通&gt; 指定地方行政機関の追加</p> <p>&lt;各編共通&gt; 記載の適正化</p> <p>&lt;各編共通&gt; 商号変更のため</p> <p>&lt;各編共通&gt; 分社化のため</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、<b>富山新聞社</b>、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）の体系</p> <p><b>総則</b></p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 防災の各段階における基本方策</b></p> <p>1 計画的で周到的な災害予防対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 日常から災害に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者<sup>*1</sup>に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>第3 (略)</b></p> <p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p><b>第1 (略)</b></p>	<p>テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、<b>株式会社北國新聞社</b>、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。</p> <p>(3) 日常から災害に備えるために、<b>過去の災害対応の教訓の共有を図るなど</b>、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者<sup>*1</sup>に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。</p>	<p>&lt;各編共通&gt; 記載の適正化</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																
<p><b>第2 防災関係機関等の業務大綱</b></p> <p>1 防災関係機関の業務大綱</p> <p>(1) 県</p> <table border="1" data-bbox="168 288 1032 823"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 富山県防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2 災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3 <b>災害</b>予警報等の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>5 被災者の救援、救護に関する事</td></tr> <tr><td>6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事</td></tr> <tr><td>7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事</td></tr> <tr><td>8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事</td></tr> <tr><td>14 被災産業に対する融資等に関する事</td></tr> <tr><td>15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事</td></tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	1 富山県防災会議に関する事	2 災害対策の組織の整備に関する事	3 <b>災害</b> 予警報等の情報伝達に関する事	4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	5 被災者の救援、救護に関する事	6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事	7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事	8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事	10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事	13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事	14 被災産業に対する融資等に関する事	15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事	<table border="1" data-bbox="1072 288 1937 823"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 富山県防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2 災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3 <b>気象</b>予警報等の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>5 被災者の救援、救護に関する事</td></tr> <tr><td>6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事</td></tr> <tr><td>7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事</td></tr> <tr><td>8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事</td></tr> <tr><td>14 被災産業に対する融資等に関する事</td></tr> <tr><td>15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事</td></tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	1 富山県防災会議に関する事	2 災害対策の組織の整備に関する事	3 <b>気象</b> 予警報等の情報伝達に関する事	4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	5 被災者の救援、救護に関する事	6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事	7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事	8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事	10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事	13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事	14 被災産業に対する融資等に関する事	15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事	<p>〈各編共通〉 字句修正</p>
事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																		
1 富山県防災会議に関する事																																		
2 災害対策の組織の整備に関する事																																		
3 <b>災害</b> 予警報等の情報伝達に関する事																																		
4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																		
5 被災者の救援、救護に関する事																																		
6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事																																		
7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事																																		
8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																		
9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事																																		
10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																		
11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																		
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事																																		
13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事																																		
14 被災産業に対する融資等に関する事																																		
15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事																																		
事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																		
1 富山県防災会議に関する事																																		
2 災害対策の組織の整備に関する事																																		
3 <b>気象</b> 予警報等の情報伝達に関する事																																		
4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																		
5 被災者の救援、救護に関する事																																		
6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事																																		
7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事																																		
8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																		
9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事																																		
10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																		
11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																		
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事																																		
13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事																																		
14 被災産業に対する融資等に関する事																																		
15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事																																		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考																																																																							
(2) 市町村				〈各編共通〉 字句修正																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市町村防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2</td><td>災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3</td><td>災害予警報等の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4</td><td>防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事</td></tr> <tr><td>5</td><td>避難の勧告、指示等に関する事</td></tr> <tr><td>6</td><td>被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>7</td><td>被災者の救助、救護に関する事</td></tr> <tr><td>8</td><td>災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事</td></tr> <tr><td>9</td><td>消防活動及び水防対策に関する事</td></tr> <tr><td>10</td><td>水道事業の災害対策に関する事</td></tr> <tr><td>11</td><td>児童、生徒に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>12</td><td>公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>13</td><td>浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>14</td><td>飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>15</td><td>災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>16</td><td>自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事</td></tr> <tr><td>17</td><td>要配慮者の避難支援に関する事</td></tr> </tbody> </table>		事務又は業務の大綱			1	市町村防災会議に関する事	2	災害対策の組織の整備に関する事	3	災害予警報等の情報伝達に関する事	4	防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事	5	避難の勧告、指示等に関する事	6	被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	7	被災者の救助、救護に関する事	8	災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事	9	消防活動及び水防対策に関する事	10	水道事業の災害対策に関する事	11	児童、生徒に対する応急教育に関する事	12	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	13	浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事	14	飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	15	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	16	自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事	17	要配慮者の避難支援に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市町村防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2</td><td>災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3</td><td>気象予警報等の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4</td><td>防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事</td></tr> <tr><td>5</td><td>避難の勧告、指示等に関する事</td></tr> <tr><td>6</td><td>被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>7</td><td>被災者の救助、救護に関する事</td></tr> <tr><td>8</td><td>災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事</td></tr> <tr><td>9</td><td>消防活動及び水防対策に関する事</td></tr> <tr><td>10</td><td>水道事業の災害対策に関する事</td></tr> <tr><td>11</td><td>児童、生徒に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>12</td><td>公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>13</td><td>浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>14</td><td>飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>15</td><td>災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>16</td><td>自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事</td></tr> <tr><td>17</td><td>要配慮者の避難支援に関する事</td></tr> </tbody> </table>		事務又は業務の大綱		1	市町村防災会議に関する事	2	災害対策の組織の整備に関する事	3	気象予警報等の情報伝達に関する事	4	防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事	5	避難の勧告、指示等に関する事	6	被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	7	被災者の救助、救護に関する事	8	災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事	9	消防活動及び水防対策に関する事	10	水道事業の災害対策に関する事	11	児童、生徒に対する応急教育に関する事	12	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	13	浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事	14	飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	15	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	16	自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事	17
事務又は業務の大綱																																																																											
1	市町村防災会議に関する事																																																																										
2	災害対策の組織の整備に関する事																																																																										
3	災害予警報等の情報伝達に関する事																																																																										
4	防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事																																																																										
5	避難の勧告、指示等に関する事																																																																										
6	被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																																																										
7	被災者の救助、救護に関する事																																																																										
8	災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事																																																																										
9	消防活動及び水防対策に関する事																																																																										
10	水道事業の災害対策に関する事																																																																										
11	児童、生徒に対する応急教育に関する事																																																																										
12	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																																																										
13	浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事																																																																										
14	飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																																																										
15	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																																																										
16	自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事																																																																										
17	要配慮者の避難支援に関する事																																																																										
事務又は業務の大綱																																																																											
1	市町村防災会議に関する事																																																																										
2	災害対策の組織の整備に関する事																																																																										
3	気象予警報等の情報伝達に関する事																																																																										
4	防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事																																																																										
5	避難の勧告、指示等に関する事																																																																										
6	被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																																																										
7	被災者の救助、救護に関する事																																																																										
8	災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事																																																																										
9	消防活動及び水防対策に関する事																																																																										
10	水道事業の災害対策に関する事																																																																										
11	児童、生徒に対する応急教育に関する事																																																																										
12	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																																																										
13	浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事																																																																										
14	飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																																																										
15	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																																																										
16	自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事																																																																										
17	要配慮者の避難支援に関する事																																																																										
(3) 指定地方行政機関				〈地、風、雪〉 地方行政機関 の追加																																																																							
(略)		(略)																																																																									
国土地理院 北陸地方測量部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関する事 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関する事 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言	国土地理院 北陸地方測量部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関する事 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関する事 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言																																																																								
<u>(追加)</u>		<u>中部地方環境事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事</u> <u>2 災害時における廃棄物に関する事</u>																																																																								
(4) 指定公共機関																																																																											

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
(略)		(略)		
中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC） <u>及び</u> 東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること	中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本IC～朝日IC）、 <u>東海北陸自動車道（白川郷IC～小矢部砺波JCT）<u>及び舞鶴若狭自動車道（敦賀JCT～小浜IC）</u></u> の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること	〈地、風、雪〉 字句追加
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	
株式会社NTT ドコモ北陸支社	2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社NTT ドコモ北陸支社	2 災害時における緊急通話の確保に関すること	〈各編共通〉 商号変更のため
KDDI株式会社		KDDI株式会社		
<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>		<u>ソフトバンク株式会社</u>		
(略)		(略)		
北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること	北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること	〈各編共通〉 分社化のため
<u>(追加)</u>		<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 災害時における電力供給に関すること</u>	
関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	〈各編共通〉 分社化のため
<u>(追加)</u>		<u>関西電力送配電株式会社</u> <u>北陸電力本部</u>	<u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 災害時における電力融通に関すること</u>	
(略)		(略)		
(5) (略)				

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考												
<p>(6) 指定地方公共機関等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="163 204 450 244">(略)</td> <td data-bbox="461 204 1037 244"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 244 450 555">                     報道機関                      北日本放送(株)                      富山テレビ放送(株)                      (株)チューリップテレビ                      (株)北日本新聞社  <u>富山新聞社</u>                      富山エフエム放送(株)                      (一社)富山県ケーブルテレビ協議会                 </td> <td data-bbox="461 244 1037 555">                     1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事                      2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 555 450 595">(略)</td> <td data-bbox="461 555 1037 595"></td> </tr> </table>	(略)		報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 <u>富山新聞社</u> 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 204 1357 244">(略)</td> <td data-bbox="1368 204 1944 244"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 244 1357 555">                     報道機関                      北日本放送(株)                      富山テレビ放送(株)                      (株)チューリップテレビ                      (株)北日本新聞社  <u>(株)北國新聞社富山本社</u>                      富山エフエム放送(株)                      (一社)富山県ケーブルテレビ協議会                 </td> <td data-bbox="1368 244 1944 555">                     1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事                      2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 555 1357 595">(略)</td> <td data-bbox="1368 555 1944 595"></td> </tr> </table>	(略)		報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 <u>(株)北國新聞社富山本社</u> 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事	(略)		<p>&lt;各編共通&gt;                      表記を統一するため字句修正</p>
(略)														
報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 <u>富山新聞社</u> 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事													
(略)														
(略)														
報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 <u>(株)北國新聞社富山本社</u> 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事													
(略)														
<p>2 (略)</p> <p><b>第3 (略)</b></p> <p>第4節 県内の地形・気象と災害</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 社会環境の変化</b></p> <p>災害は、気象、地形、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。</p> <p><u>被害を拡大する社会的災害要因としては、主として次のような点が指摘されている。</u></p> <p>1 <b>都市化の発展</b></p> <p>市街地の拡大に伴って、<u>既成市街地における</u>建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>第3 過去の主な災害</b></p>	<p>災害は、気象、地形、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。</p> <p><u>とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることが肝要である。</u></p> <p>1 <b>都市構造の変化</b></p> <p>市街地の拡大に伴って、建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の<u>多発</u>、延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。</p> <p><u>6 感染症対策の観点を取り入れた防災</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p>	<p>字句修正</p> <p>県地域防災計画(地震編)の記載に合わせた修正</p> <p>&lt;各編共通&gt;                      国防災基本計画の修正に伴う変更</p>												



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案（変更部分のみ記載）			備 考
1 風水害						
(1) 台風						
(略)			(略)			
S 29. 9.26 (1954)	<洞爺丸台風> 強風・波浪	(略) ・死者1名、負傷者29名、住家全壊 37棟、 <u>同半壊18、棟など。</u> (略)	S 29. 9.26 (1954)	<洞爺丸台風> 強風・波浪	(略) ・死者1名、負傷者29名、住家全壊 37棟、 <u>同半壊18棟など。</u> (略)	字句修正
(略)			(略)			
S 40. 9.10 (1965)	<台風23号> 強風	(略)	S 40. 9.10 (1965)	<台風第23号> 強風	(略)	字句修正
S 40. 9.17~ 18(1965)	<台風24号> 大雨・強風・波浪	(略)	S 40. 9.17~ 18(1965)	<台風第24号> 大雨・強風・波浪	(略)	
S 42.10.27 ~28 (1967)	<台風34号> 大雨・強風・波浪	(略)	S 42.10.27 ~28 (1967)	<台風第34号> 大雨・強風・波浪	(略)	
S 47. 9.17 ~20(1972)	<台風20号> 強風・波浪	(略)	S 47. 9.17 ~20(1972)	<台風第20号> 強風・波浪	(略)	
S 54. 9. 4 (1979)	<台風12号> 強風	(略)	S 54. 9. 4 (1979)	<台風第12号> 強風	(略)	
S 54. 9.30 ~10.1(1979)	<台風16号> 大雨	(略)	S 54. 9.30 ~10.1(1979)	<台風第16号> 大雨	(略)	
S 57. 8. 2 (1982)	<台風10号> 大雨・強風・波浪	(略)	S 57. 8. 2 (1982)	<台風第10号> 大雨・強風・波浪	(略)	
H 2. 9.19 ~20(1990)	<台風19号> 大雨・波浪	(略)	H 2. 9.19 ~20(1990)	<台風第19号> 大雨・波浪	(略)	
H 3. 9.27 ~28(1991)	<台風19号> 強風	(略)	H 3. 9.27 ~28(1991)	<台風第19号> 強風	(略)	字句修正
H16. 10.20 ~21(2004)	<台風23号> 大雨・強風・波浪	(略)	H16. 10.20 ~21(2004)	<台風第23号> 大雨・強風・波浪	(略)	
(2) 大雨						
(略)			(略)			
H 7. 7. 2 ~22 (1995)	(略) ・2から4日にかけては、県東部の山沿いで総降水量100mmを超える大雨となった。大山町でがけ崩れが発生し3名が死傷、道路22箇所、河川14箇所、砂防4箇所 で被害。 (略)		H 7. 7. 2 ~22 (1995)	(略) ・2日から4日にかけては、県東部の山沿いで総降水量100mmを超える大雨となった。大山町でがけ崩れが発生し3名が死傷、道路22箇所、河川14箇所、砂防4箇所 で被害。 (略)		字句修正



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）			備 考
(略)			(略)			字句修正
(3) 波 浪						
(略)			(略)			
S 30. 2. 20 (1955)	(略)	・死者3、負傷者1、床下浸水30、非住家全壊13、同半壊105 など。	S 30. 2. 20 (1955)	(略)	・死者3名、負傷者1名、床下浸水30棟、非住家全壊13棟、同半壊105棟 など。	
S 38. 1. 7 (1963)	(略)	・負傷者4、住家全半壊19、床上浸水149、床下浸水98、堤防決壊121箇所。 (略)	S 38. 1. 7 (1963)	(略)	・負傷者4名、住家全半壊19棟、床上浸水149棟、床下浸水98棟、堤防決壊121箇所。 (略)	
S 45. 2. 1 ～ 2 (1970)	(略)	・負傷者10、住家半壊18、床上浸水236、床下浸水156、非住家半壊107、船舶流失8、田畑冠水186ha、堤防決壊18 など。	S 45. 2. 1 ～ 2 (1970)	(略)	・負傷者10名、住家半壊18棟、床上浸水236棟、床下浸水156棟、非住家半壊107棟、船舶流失8隻、田畑冠水186ha、堤防決壊18箇所 など。	
(略)			(略)			
H 1.11.1 ～ 2 (1989)	(略)	・宮崎漁港では、2、000m <sup>3</sup> の砂が港内に堆積し航行不能となった。	H 1.11.1 ～ 2 (1989)	(略)	・宮崎漁港では、2、000m <sup>3</sup> の砂が港内に堆積し航行不能となった。	
H 3.2.16 ～ 17(1991)	(略)	・死亡1、床下浸水7、護岸、離岸堤、防波堤等で合わせて39箇所欠所、沈下などの被害。又、漁網の損壊、漁船の損傷、漁業施設の破損多数。	H 3.2.16 ～ 17(1991)	(略)	・死亡1名、床下浸水7棟、護岸、離岸堤、防波堤等で合わせて39箇所欠所、沈下などの被害。又、漁網の損壊、漁船の損傷、漁業施設の破損多数。	
(略)			(略)			
(4) 地すべり						字句修正
(略)			(略)			
H 7.1.24 (1995)	氷見市 一列地内	・長さ約260m、幅約200m、下方移動50mの地すべり。規模は約5ha、全体の移動量は100万m <sup>3</sup> と推定。 (略)	H 7.1.24 (1995)	氷見市 一列地内	・長さ約260m、幅約200m、下方移動50mの地すべり。規模は約5ha、全体の移動量は100万m <sup>3</sup> と推定。 (略)	
(略)			(略)			
2 (略)						
風水害編						
第1章 災害予防対策						
第1節 風水害に強い県土づくり						
第1 山地保全事業						
1 山地保全施設の整備（中部森林管理局、北陸地方整備局、						

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）			備 考
県農林水産部、県土木部） (1) 砂防事業 ア 荒廃の著しい水源地帯からの土砂流出を防止し、下流域の洪水、土砂氾濫等の災害防止を目的とする砂防えん堤、護岸工、流水対策工等砂防施設の整備 (2)～(3) (略) (4) 治山事業 ア～ウ (略)			ア 荒廃に著しい水源地帯からの土砂流出を防止し、下流域の洪水、土砂氾濫等の災害防止を目的とする砂防えん堤、 <u>溪流保全工、流木</u> 対策工等砂防施設の整備			字句修正
計画項目	主な事業内容	事業主体	計画項目	主な事業内容	事業主体	
山地保全の促進	○砂防事業 砂防えん堤、護岸工等 ○地すべり防止対策事業 ボーリング工、排水路工、集水井工等 ○急傾斜地崩壊対策事業 擁壁工、法覆工等 ○治山事業 治山ダム、土留工、植栽工、階段工、集水井工等 ○保安林の指定	国  県  市町村	山地保全の促進	○砂防事業 砂防えん堤、 <u>溪流保全工</u> 等 ○地すべり防止対策事業 ボーリング工、排水路工、集水井工等 ○急傾斜地崩壊対策事業 擁壁工、 <u>法面工</u> 等 ○治山事業 治山ダム、土留工、植栽工、階段工、集水井工等 ○保安林の指定	国  県  市町村	字句修正
2 (略) <b>第2 河川等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</b> 国、県及び市町村は、洪水及び異常潮位による河川災害を防止するため、治水ダム等を建設するとともに、堤防護岸等を整備し、併せて河積（河水の流下可能容量）の拡大を図るものとする。 また、 <u>都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定したうえで、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携（雨水貯留浸透施設の普及促進等）し、総合的な治水対策に努める。</u>			また、 <u>気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」に努める。</u>			国の「流域治水」への転換にあわせた修正
(略)			(略)			
	○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>29年度 56.5%</u>	国 県 市町村		○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>元年度 56.7%</u>	国 県 市町村	時点修正
<b>第3 海岸保全事業（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、関係市町）</b>						

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案（変更部分のみ記載）			備 考
<p>国及び県は、<u>高潮・波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境を整備し、国土の保全に資するため、粘り強い構造の堤防・護岸及び根固工、消波工、消波堤、離岸堤、人工リーフの新設補強</u>を推進するものとする。また、既存施設の風水害に対する安全性を確保するため、適切な維持管理を行うものとする。</p> <p><b>第4 港湾整備事業（北陸地方整備局、県土木部）</b>                      国及び県は、産業活動上重要な使命を果たしている港湾を高潮・波浪等による被害から防護するため、防波堤・護岸等の外かく施設の整備を推進するものとする。  <u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p><b>第5 （略）</b></p> <p><b>第6 道路等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</b>                      国及び県等は、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網等の整備を推進するものとする。</p>			<p>国及び県は、<u>「寄り回り波」や冬期風浪等による高波災害などから背後地域の生命と財産を守るため、堤防や護岸、沖合施設等の海岸保全施設の整備</u>を推進するものとする。また、既存施設の風水害に対する安全性を確保するため、適切な維持管理を行うものとする。</p> <p>国及び県は、産業活動上重要な使命を果たしている港湾を高潮・波浪等による被害から防護するため、防波堤・護岸等の外かく施設の整備を推進するものとする。  <u>また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。</u></p> <p><b>第6 道路等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村、<u>中日本高速道路(株)</u>）</b>                      国及び県等は、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網等の整備を推進するものとする。</p>			<p>表記の統一による修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>実情に応じた変更</p>
計画項目	主 な 事 業 内 容	事業主体	計画項目	主 な 事 業 内 容	事業主体	
道路網等の整備	○国道の整備（国直轄事業） ・バイパスの整備、拡幅整備、局部改良等 国道8号、41号、156号、160号、 <u>359号（権限代行）</u> 、470号（能越自動車道） ○県管理国道、県道の整備 ・道路改良の推進 ・災害防除事業の推進 ・道路緑化の推進 ・交通混雑箇所の解消 ○市町村道の整備 ・道路改良の推進等 <u>（追加）</u>	国   県   市町村   <u>（追加）</u>	道路網等の整備	○国道の整備（国直轄事業） ・バイパスの整備、拡幅整備、局部改良等 国道8号、41号、156号、160号、470号（能越自動車道） ○県管理国道、県道の整備 ・道路改良の推進 ・災害防除事業の推進 ・道路緑化の推進 ・交通混雑箇所の解消 ○市町村道の整備 ・道路改良の推進等 <u>○高速自動車国道の整備</u> <u>・付加車線設置、4車線化</u> <u>東海北陸自動車道</u>	国   県   市町村   <u>中日本高速道路(株)</u>	<p>R1 年度に 359号砺波東バイパス開通に伴う削除</p> <p>実情に応じた変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(資料「6-1-1 県内道路整備状況」)</p> <p><b>第7 (略)</b></p> <p><b>第8 空港施設等整備事業</b></p> <p>1 施設管理（北陸地方整備局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 洪水時には、GSE 置場を<u>定期便</u>の緊急避難用エプロンとして使用できるように、整備するものとする。</p> <p>2 工作物の円滑な撤去（<u>県総合政策局</u>、各関係機関）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>第9 鉄道施設等整備事業</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 富山地方鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、<u>富山ライトレール(株)</u></p> <p>第2節 災害危険地域の予防措置</p> <p><b>第1 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所</b></p> <p>1 土砂災害危険箇所の予防措置（県農林水産部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 県の措置</p> <p>ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、危険箇所について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供する。また、同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を公表するものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第2 (略)</b></p>	<p>(資料「6-1-1 県内道路整備状況」)</p> <p><b>第8 空港施設等管理事業</b></p> <p>1 施設管理（北陸地方整備局、<u>県観光・交通振興局</u>）</p> <p>(2) 洪水時には、GSE 置場を<u>航空機</u>の緊急避難用エプロンとして使用できるように、整備するものとする。</p> <p>2 工作物の円滑な撤去（<u>県観光・交通振興局</u>、各関係機関）</p> <p>2 富山地方鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)</p> <p>ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、危険箇所について調査、研究を実施し、<u>適宜</u>、その実態把握<u>及び精度向上</u>に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供する。また、同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を公表するものとする。</p> <p>(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制<u>を踏まえた安全確保の推進</u></p>	<p>字句修正 実情に応じた変更</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>地鉄との合併によりライトレール削除</p> <p>字句修正</p> <p>国防災基本計画に修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p><b>第3 防災重点ため池及び老朽ため池</b>（県農林水産部、市町村、土地改良区）</p> <p>1 県及び市町村等は、防災重点ため池<u>及び老朽ため池</u>について調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。</p> <p>2 県は、農村地域防災減災事業<u>により</u>防災重点ため池<u>及び老朽ため池の危険箇所</u>の整備を推進するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 市町村は、防災重点ため池について、当該市町村の地域防災計画に位置付けるとともに、ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。（資料「3-15 <u>老朽</u>ため池危険箇所」）</p> <p><b>第4 重要水防箇所及び浸水想定区域</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 浸水想定区域の指定、公表及び水害ハザードマップの作成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民、滞在者その他の者に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>ことに努めるものとする。</u> <u>（追加）</u></p> <p>（6）～（8） （略）</p>	<p><b>第3 防災重点ため池</b>（県農林水産部、市町村、土地改良区）</p> <p>1 県及び市町村等は、防災重点ため池について調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。</p> <p>2 県は、農村地域防災減災事業<u>等を活用し</u>防災重点ため池の危険箇所の整備を<u>優先的に</u>推進するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 市町村は、防災重点ため池について、当該市町村の地域防災計画に位置付けるとともに、ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。（資料「3-15 <u>防災重点</u>ため池危険箇所」）</p> <p>（5）浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民、滞在者その他の者に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>とともに、避難時に活用する道路について、冠水する想定がされていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</u> <u>ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p>	<p>国による防災重点ため池の選定要件見直しに伴う変更</p> <p>国防災基本計画に修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>3 (略)</p> <p><b>第5 (略)</b></p> <p>第3節 ライフライン施設等の安全性強化</p> <p><b>第1 ライフライン施設の安全性強化</b></p> <p>(略)</p> <p>また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 電力施設における災害予防対策（県企業局、北陸電力、関西電力）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 通信施設における災害予防対策（NTT西日本、NTTドコモ北陸、各防災関係機関）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>第2 (略)</b></p> <p>第4節 防災活動体制の整備</p> <p><b>第1 防災拠点施設の整備</b></p> <p>県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実</p>	<p><u>さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会しての連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>1 電力施設における災害予防対策（<u>県土木部、</u>県企業局、北陸電力、<u>北陸電力送配電、</u>関西電力、<u>関西電力送配電</u>）  <u>県及び電力会社は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力を努めるものとする。</u></p> <p>5 通信施設における災害予防対策（NTT西日本、NTTドコモ北陸、各防災関係機関）  <u>県及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力を努めるものとする。</u></p> <p>県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実</p>	<p>&lt;各編共通&gt;  国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;地・風・雪&gt;  分社化のため</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

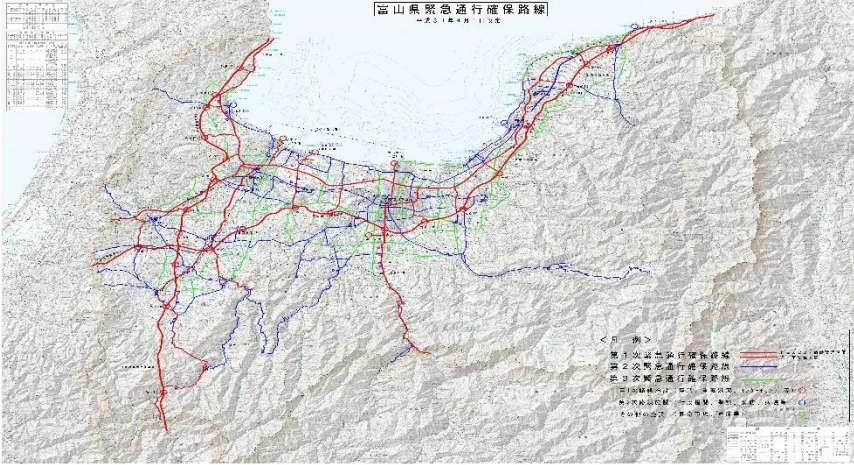
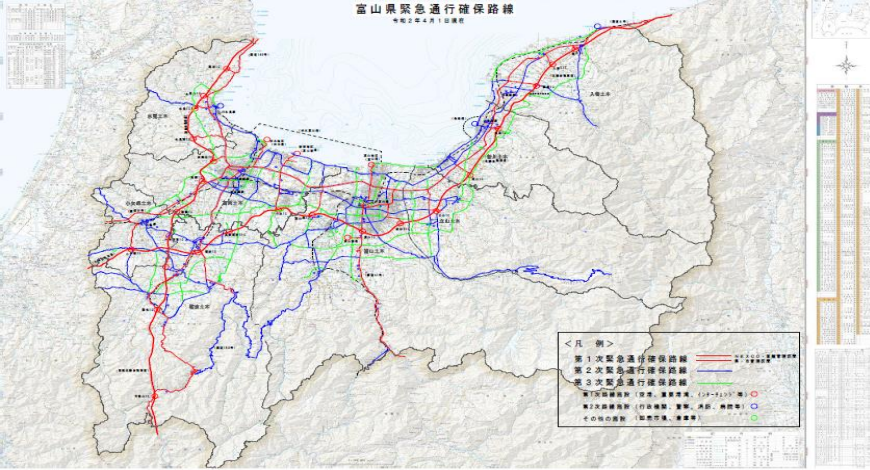
現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。 また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。 1～5 (略) <u>(追加)</u></p> <p><b>第2～第3 (略)</b> <b>第4 通信連絡体制の整備</b> 県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星<u>携帯電話</u>や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。 また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。 (略) 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星<u>携帯電話</u>などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。 (略) 1～2 (略) 3 通信連絡体制の整備充実（県総合政策局、市町村） (1)～(3) (略) (4) 市町村防災行政無線の整備促進 (略) また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星<u>携帯電話</u>の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p>	<p>施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。 また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫を備えた地域防災拠点の整備に努める。</p> <p><u>6 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</u> <u>国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、<u>情報通信施設の耐震性の強化</u>、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星<u>通信</u>や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。 また、緊急情報連絡体制を確保するため、<u>防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。</u> (略) 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星<u>通信</u>などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</p> <p>また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星<u>通信</u>の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p>	<p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>表記を統一するため字句修正 &lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>表記を統一す</p>



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考																
<p>(資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)</p> <p>(5) 非常通信体制の強化                  県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星<b>携帯</b>  <b>電話</b>、携帯電話等の整備充実に努める。                  (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><b>第5 業務継続体制の確保</b>                  (略)</p> <p>市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。  <u>(追加)</u></p> <p><b>第6 緊急輸送ネットワークの整備</b>                  1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）</p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="165 1107 1034 1230"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上輸送拠点施設</td> <td>富山市中央卸売市場</td> <td>富山市掛尾町 500</td> </tr> <tr> <td>(以下、略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	所 在 地	陸上輸送拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町 500	(以下、略)		<p>(資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)</p> <p>県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星<b>通信</b>、携帯電話等の整備充実に努める。</p> <p><u>県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。</u></p> <p><u>県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="1070 1107 1939 1230"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上輸送拠点施設</td> <td>富山市公設地方卸売市場</td> <td>富山市掛尾町 500</td> </tr> <tr> <td>(以下、略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	所 在 地	陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町 500	(以下、略)		<p>るため字句修正                  &lt;各編共通&gt;                  国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt;                  国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>名称変更</p>
区 分	名 称	所 在 地																
陸上輸送拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町 500																
	(以下、略)																	
区 分	名 称	所 在 地																
陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町 500																
	(以下、略)																	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）                      (1)～(3) (略)                      緊急通行確保路線図（平成31年4月）</p>  <p>3～5 (略)</p> <p><b>第7 航空防災体制の強化</b></p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、市町村）                      (1) (略)                      (2) 災害時の広域即応体制の整備                      災害時において、他県市からの<b>消防防災</b>ヘリコプター等の応援 が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の<b>場外</b>離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター<b>運航</b>管理システム」を活用する。                      (略)</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県総合政策局、市町村）                      (1) 緊急運航要請</p>	<p>緊急通行確保路線図（令和2年4月）</p>  <p>災害時において、他県市からのヘリコプター等の応援 が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター<b>動態</b>管理システム」を活用する。</p>	<p>時点修正</p> <p>表記を統一するため字句修正</p> <p>&lt;地・風・雪&gt; 字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>①要請（電話・FAX等）          ②出動態勢指示          ③要請報告          ④出動可否決定          ⑤要請の報告          ⑤出動可否回答          ⑥出動          ⑦緊急活動報告          ⑧緊急活動速報</p> <p>総括管理者          防災航空センター          TEL 076-495-3060          FAX 076-495-3066          運航管理責任者          消防防災航空隊          富山市消防局          防災航空センター職員          (通報順位)          1 所長代理          2 隊長          3 副隊長</p>	<p>①要請（電話・FAX等）          ②出動態勢指示          ③要請報告          ④出動可否決定          ⑤要請の報告          ⑤出動可否回答          ⑥出動          ⑦緊急活動報告          ⑧緊急活動速報</p> <p>総括管理者          防災航空センター          TEL 076-495-3060          FAX 076-495-3066          運航責任者          消防防災航空隊          富山市消防局          防災航空センター職員          (通報順位)          1 所長          2 隊長          3 副隊長</p>	<p>&lt;地・風・雪&gt;          令和2年4月1日より所長を配置（これまでは消防課長が所長を兼務）併せて運行責任者に名称を変更</p>
<p>(2)～(4) (略)          3 (略)          4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）          (1) 緊急運航要請 (略)</p>		
<p>①要請（電話・FAX等）          ②要請の報告          ③出動可否決定          ④出動可否          ⑤出動          ⑥緊急活動報告          ⑦緊急活動報告</p> <p>要請者          市町村          消防本部          ドクターヘリ基地病院          富山県立中央病院          災害対策本部          医務班          航空班          災害医療対策チーム          現場</p>	<p>①要請（電話・FAX等）          ②要請の報告          ③出動可否決定          ④出動可否          ⑤出動          ⑥緊急活動報告          ⑦緊急活動報告</p> <p>要請者          市町村          消防本部          ドクターヘリ基地病院          富山県立中央病院          災害対策本部          医務班          航空運用調整班          災害医療対策チーム          現場</p>	<p>&lt;地・風・雪&gt;          緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（消防庁）に準拠</p>
<p>(2) (略)  <b>第8 相互応援体制の整備</b>          (略)          また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。  <u>(追加)</u></p>	<p>そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援</p>	<p>&lt;各編共通&gt;</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>なお、県は、消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成 19 年 3 月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。</p> <p>（略）</p> <p>1 国の機関等との相互協力</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）国土交通省等との連携（北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部）</p> <p>ア 災害時の相互協力に関する申合せ</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社<u>保全サービス事業部</u>とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成 10 年 3 月 31 日締結、平成 22 年 3 月 4 日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援（県総合政策局、市町村） <u>（追加）</u></p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）</p> <p>（1）県と防災関係機関との相互協力</p>	<p><u>職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</u></p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社<u>高速道路事業部</u>とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成 10 年 3 月 31 日締結、平成 22 年 3 月 4 日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p><u>県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;地、風、雪&gt; 組織名変更に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(追加)</u></p> <p><u>県は、災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結している。</u></p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ <u>(一社)富山県産業廃棄物協会</u>との協定            県と<u>(一社)富山県産業廃棄物協会</u>とは、平成 17 年 9 月 12 日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。            (資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」)</p> <p>ソ～う (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 防災機関間の相互協力            ア (略)            イ 電力会社間の相互協力            北陸電力及び関西電力は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整え</p>	<p><u>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。</u>  <u>県では、現在、次のとおり協定を締結している。</u></p> <p>セ <u>(一社)富山県産業資源循環協会</u>との協定            県と<u>(一社)富山県産業資源循環協会</u>とは、平成 17 年 9 月 12 日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。            (資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」)</p> <p><u>え 富山県医療機器協会との協定</u>            県と富山県医療機器協会とは、令和 2 年 2 月 20 日に「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。</p> <p><u>お (一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会との協定</u>            県と<u>(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会</u>は、令和 2 年 4 月 22 日に「地震災害時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結し、大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危険度判定士の参加要請等に関する協力について取り決めている。</p> <p>北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>、<u>関西電力及び関西電力送配電</u>は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対</p>	<p>表記を統一するため字句修正</p> <p>&lt;地・風・雪&gt; 協会名改称</p> <p>&lt;地・風・雪&gt; 協定の追加</p> <p>協定の追加</p> <p>&lt;各編共通&gt; 分社化のため</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>ている。 ウ～エ （略） 4 （略） 5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。 <u>（追加）</u></p> <p><b>第9 災害復旧・復興への備え</b> 1～3 （略） <u>（追加）</u></p> <p>第5節 救援・救護体制の整備 <b>第1 消防力の強化</b> 1 救助・救急体制の整備（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村） (1) （略） (2) 救急体制の整備 ア （略） イ 市町村は、救急能力を高めるため、<u>消防力の整備指針を踏まえ、高規格救急自動車の配備拡充に努める。また、その配備にあわせて救急隊に救急救命士<sup>※4</sup>を常時1名配置できる体制を整えとともに、救急救命士の技術向上に向けて研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ<sup>※5</sup>などの応急救護研修の実施に努める。</u></p>	<p>策用資機材の相互融通体制を整えている。</p> <p><u>また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u> <u>さらに、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に関する取り組みを支援するものとする。</u></p> <p><u>4 男女共同参画の視点</u> <u>県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士<sup>※4</sup>の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ<sup>※5</sup>などの応急救護研修の実施に努める。</p>	<p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈各編共通〉 高規格救急車は各市町村で整備が進み、救急救命士は各救急車に1名以上配備で</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第2 医療救護体制の整備</b></p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) 医薬品等の確保</p> <p>ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>に基づき、及び</u>薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p> <p>(略)</p> <p>なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮におくものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、</u>薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。</p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平</u></p>	<p>きるようになったため。</p> <p>&lt;地・風・雪&gt; 新たに協定を締結したため</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計</p>



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>イ 指定避難所における施設、設備の整備</p> <p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、<u>通信機器等</u>避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 物資の確保（県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、市</p>	<p><u>常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものとする。</u></p> <p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒薬</u>、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、<u>LPガス設備</u>等の整備に努める。</p> <p><u>また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、<u>非常用電源、衛星通信等</u>の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、<u>空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</u></p> <p>県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。<u>また、避難所における新型コロナウイルス対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 物資<u>等</u>の確保（県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、</p>	<p>画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>表記を統一するため字句修正 &lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更 地震・津波編と併せるため</p> <p>感染症対策に関する記述を追加</p> <p>表記を統一す</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>町村、日本赤十字社富山県支部）                      大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される<u>ことから</u>、県及び市町村等は、被災者に最低限の<u>飲料水、食料</u>及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、<u>公共備蓄</u>や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。  <u>(追加)</u></p> <p>また、災害時に必要不可欠な最低限の<u>飲料水、非常食</u>及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。                      (略)                      (1)～(2) (略)                      (3) 生活必需品の確保                      ア 生活必需品の備蓄、調達                      (ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(ウ)～(オ)</u> (略)  <u>(追加)</u></p>	<p>市町村、日本赤十字社富山県支部）                      大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。<u>県及び市町村等は、被災者に最低限の食料、飲料水</u>及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、<u>現物備蓄</u>や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。  <u>そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u>  <u>なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点の速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u>                      また、災害時に必要不可欠な最低限の<u>食料、飲料水</u>及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p> <p><u>(ウ) 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。</u>  <u>(エ)～(カ)</u> (略)  <u>(4) 電源の確保</u>  <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>るため字句修正</p> <p>&lt;各編共通&gt;                      国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>表記を統一するため字句修正</p> <p>&lt;各編共通&gt;                      国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt;                      国防災基本計</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>4 (略)</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動 市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を<u>図る</u>とともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>また、国、県、市町村及び放送事業者等は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>また、国、県<u>及び</u>市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。</p>	<p><u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電力会社等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備や<u>IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u></p> <p>また、国、県、市町村及び放送事業者等は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を<u>大規模停電時も含め</u>常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</p> <p><u>電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>また、国、県、<u>市町村及びライフライン事業者</u>は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。</p>	<p>画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第4 (略)</p> <p>第5 孤立集落の予防</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 通信連絡体制の整備（県警察本部、市町村）</p> <p>(1) 集落と役場等との連絡体制の整備</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 衛星<b>携帯電話</b>の配備</p> <p>4 (略)</p> <p>第6節～第7節 (略)</p> <p>第8節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚</p> <p>1 (略)</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>(1) 防災広報の充実</p> <p>県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを<b>発行し</b>、県内の小、中学校及び高等学校に配布する。</p> <p><u>なお、広報内容は児童生徒の発達段階に応じたものとし、小学校1・3・5年、中学校1年及び高等学校1年を対象に、毎年1回配布するものとする。</u></p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（県総合政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 広報媒体による普及</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(ウ)～(キ)</u> (略)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>オ 衛星<b>通信</b>の配備</p> <p>県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを県内の小、中学校及び高等学校に配布する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(ウ) 富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動</u></p> <p><u>(エ)～(ク)</u> (略)</p>	<p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 実情に合わせた変更</p> <p>表記を統一するため字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>エ 普段からの心がけ            (ア)～(キ) (略)  <u>(追加)</u>  <u>(ク)</u> (略)            オ (略)            4～6 (略)</p> <p><b>第2 自主防災組織の強化</b></p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県総合政策局、市町村）            (1)～(6) (略)  <u>(追加)</u></p> <p>2 企業防災の促進（県総合政策局、市町村）            (1)～(3) (略)  <u>(追加)</u></p> <p><b>第3 (略)</b></p> <p><b>第4 要配慮者の安全確保</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県総合政策局、<u>県観光・交通・地域振興局</u>、市町村）            (1)～(3) (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p>第1節 予警報の伝達</p> <p><b>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準</b>  <u>(追加)</u></p>	<p><u>(ク) 自動車へのこまめな満タン給油</u>  <u>(ケ) (略)</u></p> <p><u>(7) 地区防災計画の策定</u>  <u>県及び市町村は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。</u></p> <p>2 企業防災の促進（県総合政策局、<u>県商工労働部</u>、市町村）</p> <p><u>(4) 柔軟な勤務形態の構築</u>  <u>事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 外国人の安全確保対策（県総合政策局、<u>県観光・交通振興局</u>、市町村）</p> <p><b>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準</b></p> <p><u>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供（富山地方気象台）</u>  <u>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付</u></p>	<p>&lt;各編共通&gt;            国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt;            地区防災計画の策定促進を追記            主管部局の追加</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う追加</p> <p>県機構改革に伴う変更</p> <p>近年発表を開始した情報類追加</p>



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																														
<p>1 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台） 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>（1）特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="259 919 1032 1374"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、<u>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td>暴 風</td> <td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）警報・注意報の種類及び発表基準 警報・注意報発表基準一覧表</p> <table border="1" data-bbox="259 1450 1032 1490"> <tr> <td>発表官署</td> <td>富山地方気象台</td> </tr> </table>	現象の種類	基 準		大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 <u>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u>		暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高 潮	高潮になると予想される場合	波 浪	高波になると予想される場合	発表官署	富山地方気象台	<p><u>けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるように、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</u></p> <p>2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台） 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、<u>現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。</u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>現象の種類</p> <table border="1" data-bbox="1155 919 1928 1374"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴 風</td> <td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波 浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>警報・注意報発表基準一覧表 <u>令和2年8月6日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="1155 1450 1928 1490"> <tr> <td>発表官署</td> <td>富山地方気象台</td> </tr> </table>	現象の種類	基 準		大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高 潮	高潮になると予想される場合	波 浪	高波になると予想される場合	発表官署	富山地方気象台	<p>字句追加</p>
現象の種類	基 準																															
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 <u>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u>																															
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																														
高 潮		高潮になると予想される場合																														
波 浪		高波になると予想される場合																														
発表官署	富山地方気象台																															
現象の種類	基 準																															
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																															
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																														
高 潮		高潮になると予想される場合																														
波 浪		高波になると予想される場合																														
発表官署	富山地方気象台																															

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	
<p><u>※警報・注意報基準一覧表の解説</u></p> <p><u>(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照。</u></p> <p><u>(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。</u></p> <p><u>(3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。</u></p> <p><u>(4) 大雨、洪水、高潮に、波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</u></p> <p><u>(5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</u></p> <p><u>(6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で示している。</u></p> <p><u>(7) 地震や火山噴火等の不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長時間継続すると考えられた場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を最</u></p>		<p><u>(削除)</u></p>		<p>基準改正のため項目ごとの解説と統合し移設</p>



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）				備 考
<p><u>小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u></p>								
<p>(別表1) 大雨警報基準</p>								
<p><u>令和元年5月29日現在</u></p>				<p><u>令和2年8月6日現在</u></p>				<p>時点修正</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
東部南	富山市	14	<u>101</u>	東部南	富山市	14	<u>100</u>	
	舟橋村	14	—		舟橋村	14	—	
	上市町	16	<u>125</u>		上市町	16	<u>113</u>	
	立山町	14	<u>118</u>		立山町	14	<u>108</u>	
東部北	魚津市	15	<u>114</u>	東部北	魚津市	15	<u>122</u>	
	滑川市	12	<u>118</u>		滑川市	12	<u>122</u>	
	黒部市	13	<u>114</u>		黒部市	13	<u>115</u>	
	入善町	14	<u>114</u>		入善町	14	<u>104</u>	
	朝日町	14	<u>121</u>		朝日町	14	<u>104</u>	
西部北	高岡市	16	<u>115</u>	西部北	高岡市	16	<u>120</u>	
	氷見市	16	<u>104</u>		氷見市	16	<u>120</u>	
	小矢部市	<u>14</u>	<u>136</u>		小矢部市	<u>16</u>	<u>123</u>	
	射水市	18	<u>139</u>		射水市	18	<u>125</u>	
西部南	砺波市	<u>11</u>	<u>111</u>	西部南	砺波市	<u>14</u>	<u>115</u>	
	南砺市	10	<u>111</u>		南砺市	10	<u>96</u>	
<p><u>【大雨警報基準（別表1）の解説】</u></p>				<p><u>(削除)</u></p>				
<p><u>(1) 表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。</u></p>								
<p><u>(2) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。</u></p>								
<p><u>(3) 土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1の土壌雨量指数基準には市町村等の域</u></p>								

基準改正のため警報・注意報基準一覧表の解説として移設

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>内における基準の最低値を示している。</u>  <u>(4) 土壌雨量指数基準のうち、基準が設定されていない市町村等についてはその欄を“－”で示している。</u></p> <p>(別表2) 洪水警報基準</p>		<p>時点修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画					修正案（変更部分のみ記載）					備考
令和元年5月29日現在					令和2年8月6日現在					
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
東部南	富山市	松川流域=3, 井田川流域=27.3, 熊野川流域=22.5, いたち川流域=8.2, 古川流域=2.2, 土川流域=8.7, 太田川流域=5.4, 山田川流域=15.6, 坪野川流域=4.9, 白岩川流域=21.3, 下条川流域=2.2	神通川流域=(8, 58.8), いたち川流域=(8, 6.9), 坪野川流域=(8, 3.3)	常願寺川〔大川寺〕, 神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕, 庄川〔大門〕	東部南	富山市	松川流域=3.2, 井田川流域=26.6, 熊野川流域=22.5, いたち川流域=9.3, 古川流域=3, 土川流域=9, 太田川流域=5.7, 山田川流域=18, 坪野川流域=4.5, 白岩川流域=21.7, 下条川流域=3.2, 礪川流域=2.4	神通川流域=(8, 58.6), いたち川流域=(8, 7.2), 坪野川流域=(8, 3.3)	常願寺川〔大川寺〕, 神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕	
	舟橋村	白岩川流域=20.2	—	常願寺川〔大川寺〕		舟橋村	白岩川流域=20.7	—	常願寺川〔大川寺〕	
	上市町	早月川流域=20.4, 上市川流域=14.5, 白岩川流域=17, 大岩川流域=8.7	—	常願寺川〔大川寺〕		上市町	早月川流域=20.4, 上市川流域=15.9, 白岩川流域=16.7, 大岩川流域=7.7	—	常願寺川〔大川寺〕	
	立山町	白岩川流域=13.6, 栢津川流域=7.2	白岩川流域=(10, 11)	常願寺川〔大川寺〕		立山町	白岩川流域=13.8, 栢津川流域=9.5	—	常願寺川〔大川寺〕	
東部北	魚津市	早月川流域=23.7, 片貝川流域=18.1, 鴨川流域=3.3, 角川流域=14.4, 布施川流域=11.2, 大座川流域=5.8, 坊田川流域=3.3	坊田川流域=(8, 2.9)	—	東部北	魚津市	早月川流域=23.4, 片貝川流域=20, 鴨川流域=4, 角川流域=13.6, 布施川流域=13, 大座川流域=6.3, 坊田川流域=3.3	鴨川流域=(7, 3.6), 角川流域=(7, 12.2), 大座川流域=(7, 5.6), 坊田川流域=(7, 2.9)	—	
	滑川市	早月川流域=23.7, 上市川流域=17.4	—	常願寺川〔大川寺〕		滑川市	早月川流域=23.6, 上市川流域=18.4	—	常願寺川〔大川寺〕	
	黒部市	吉田川流域=3.9, 高橋川流域=8.4, 黒瀬川流域=9.5, 片貝川流域=19.1, 布施川流域=12	—	黒部川〔愛本・愛本（下流）〕		黒部市	吉田川流域=3.9, 高橋川流域=7.1, 黒瀬川流域=8.6, 片貝川流域=20.9, 布施川流域=13.3	—	黒部川〔愛本・愛本（下流）〕	
	入善町	入川流域=3.2, 舟川流域=6.5	—	黒部川〔愛本（下流）〕		入善町	入川流域=4.7, 舟川流域=7.6	—	黒部川〔愛本（下流）〕	
	朝日町	境川流域=16.4, 笹川流域=5.8, 木流川流域=4.5, 小川流域=16.2, 舟川流域=7.3	—	黒部川〔愛本（下流）〕		朝日町	境川流域=20.6, 笹川流域=9.2, 木流川流域=4.1, 小川流域=21.3, 舟川流域=8.5	—	黒部川〔愛本（下流）〕	
西部北	高岡市	和田川流域=12.3, 千保川流域=8.2, 祖父川流域=6.9, 中川流域=4.5, 岸渡川流域=7.1, 子撫川流域=10	小矢部川流域=(8, 37.5), 和田川流域=(8, 11.2), 千保川流域=(14, 7.3)	庄川〔小牧・大門〕, 小矢部川〔石動・長江〕	西部北	高岡市	和田川流域=7.7, 千保川流域=8.6, 祖父川流域=5.5, 中川流域=4.6, 岸渡川流域=6.4, 子撫川流域=10.3	和田川流域=(8, 6.9), 千保川流域=(8, 7.7)	庄川〔小牧・大門〕, 小矢部川〔石動・長江〕	
	水見市	神代川流域=5.2, 脇之谷内川流域=5.5, 宇波川流域=6.8, 阿尾川流域=10.3, 余川川流域=9.9, 上庄川流域=17.3, 仏生寺川流域=11.9, 泉川流域=4.4	—	—		水見市	神代川流域=5.7, 脇之谷内川流域=6.2, 宇波川流域=7.5, 阿尾川流域=11.5, 余川川流域=11.1, 上庄川流域=16.6, 仏生寺川流域=11.9, 泉川流域=4.9	余川川流域=(8, 10.5)	—	
	小矢部市	子撫川流域=17, 横江宮川流域=6.5, 洪江川流域=13.4	—	小矢部川〔津沢・石動・長江〕		小矢部市	子撫川流域=16.8, 横江宮川流域=9.5, 洪江川流域=15.1	—	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢・石動・長江〕	
	射水市	和田川流域=13.3, 新堀川、鍛冶川流域=6.8, 下条川流域=11.3	—	神通川〔神通大橋〕, 庄川〔小牧・大門〕, 小矢部川〔長江〕		射水市	和田川流域=13.8, 新堀川流域=10.1, 下条川流域=12.4	—	神通川〔神通大橋〕, 庄川〔小牧・大門〕, 小矢部川〔長江〕	
	砺波市	庄川流域=64.3, 和田川流域=8.8, 坪野川流域=8.5, 千保川流域=3.5, 祖父川流域=4.7, 岸渡川流域=3.5, 黒石川流域=3.7, 横江宮川流域=4.6, 荒又川流域=3.3	—	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢〕		西部南	砺波市	庄川流域=55.6, 和田川流域=9.9, 坪野川流域=8.1, 千保川流域=5, 祖父川流域=2.7, 岸渡川流域=2.9, 黒石川流域=5.4, 横江宮川流域=7.9, 荒又川流域=5.3	—	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢〕
南砺市	小矢部川流域=23.2, 洪江川流域=6.2, 旅川流域=9.1, 山田川流域=12.6, 大井川流域=7.6	小矢部川流域=(6, 22), 山田川流域=(6, 11.3)	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢〕	南砺市	小矢部川流域=24.6, 洪江川流域=7.1, 旅川流域=12.5, 山田川流域=13.4, 大井川流域=9.6	小矢部川流域=(6, 22.1), 山田川流域=(6, 13.3)	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢〕			

【洪水警報基準（別表2）の解説】

（1）流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2の流域雨量指数基準には

（削除）

基準改正のため警報・注意報基準一

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																																																																																												
<p><u>主要な河川における代表地点の基準値を示している。</u></p> <p><u>(2) 複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。</u></p> <p><u>(3) 「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。</u></p> <p><u>(4) 「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。</u></p> <p><u>(5) 流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報の基準となる洪水予報指定河川がない市町村等については、その欄を“－”で示している。</u></p> <p>(別表3) 大雨注意報基準</p> <table border="1" data-bbox="288 919 837 1345"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>11</td> <td><u>75</u></td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>10</td> <td><u>108</u></td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>11</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>8</td> <td><u>88</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>9</td> <td><u>85</u></td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>8</td> <td><u>88</u></td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>9</td> <td><u>85</u></td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>9</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部北</td> <td>朝日町</td> <td>11</td> <td><u>90</u></td> </tr> <tr> <td>高岡市</td> <td>10</td> <td><u>86</u></td> </tr> <tr> <td>氷見市</td> <td>10</td> <td><u>78</u></td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>9</td> <td><u>102</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>射水市</td> <td>10</td> <td><u>104</u></td> </tr> <tr> <td>砺波市</td> <td>8</td> <td><u>83</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市</td> <td>8</td> <td><u>83</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>【大雨注意報基準（別表3）の解説】</u></p> <p><u>(1) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において</u></p>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	東部南	富山市	11	<u>75</u>	舟橋村	10	<u>108</u>	上市町	11	93	立山町	8	<u>88</u>	東部北	魚津市	9	<u>85</u>	滑川市	8	<u>88</u>	黒部市	9	<u>85</u>	入善町	9	85	西部北	朝日町	11	<u>90</u>	高岡市	10	<u>86</u>	氷見市	10	<u>78</u>	小矢部市	9	<u>102</u>	西部南	射水市	10	<u>104</u>	砺波市	8	<u>83</u>		南砺市	8	<u>83</u>	<p>修正案（変更部分のみ記載）</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月26日現在</p> <table border="1" data-bbox="1207 874 1760 1303"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>11</td> <td><u>83</u></td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>10</td> <td><u>113</u></td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>11</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>8</td> <td><u>89</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>9</td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>8</td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>9</td> <td><u>94</u></td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>9</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部北</td> <td>朝日町</td> <td>11</td> <td><u>85</u></td> </tr> <tr> <td>高岡市</td> <td>10</td> <td><u>82</u></td> </tr> <tr> <td>水見市</td> <td>10</td> <td><u>82</u></td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>9</td> <td><u>84</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>射水市</td> <td>10</td> <td><u>86</u></td> </tr> <tr> <td>砺波市</td> <td>8</td> <td><u>81</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市</td> <td>8</td> <td><u>68</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	東部南	富山市	11	<u>83</u>	舟橋村	10	<u>113</u>	上市町	11	93	立山町	8	<u>89</u>	東部北	魚津市	9	<u>100</u>	滑川市	8	<u>100</u>	黒部市	9	<u>94</u>	入善町	9	85	西部北	朝日町	11	<u>85</u>	高岡市	10	<u>82</u>	水見市	10	<u>82</u>	小矢部市	9	<u>84</u>	西部南	射水市	10	<u>86</u>	砺波市	8	<u>81</u>		南砺市	8	<u>68</u>	<p>覧表の解説として移設</p> <p>時点修正</p> <p>基準改正のため警報・注</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																											
東部南	富山市	11	<u>75</u>																																																																																																											
	舟橋村	10	<u>108</u>																																																																																																											
	上市町	11	93																																																																																																											
	立山町	8	<u>88</u>																																																																																																											
東部北	魚津市	9	<u>85</u>																																																																																																											
	滑川市	8	<u>88</u>																																																																																																											
	黒部市	9	<u>85</u>																																																																																																											
	入善町	9	85																																																																																																											
西部北	朝日町	11	<u>90</u>																																																																																																											
	高岡市	10	<u>86</u>																																																																																																											
	氷見市	10	<u>78</u>																																																																																																											
	小矢部市	9	<u>102</u>																																																																																																											
西部南	射水市	10	<u>104</u>																																																																																																											
	砺波市	8	<u>83</u>																																																																																																											
	南砺市	8	<u>83</u>																																																																																																											
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																											
東部南	富山市	11	<u>83</u>																																																																																																											
	舟橋村	10	<u>113</u>																																																																																																											
	上市町	11	93																																																																																																											
	立山町	8	<u>89</u>																																																																																																											
東部北	魚津市	9	<u>100</u>																																																																																																											
	滑川市	8	<u>100</u>																																																																																																											
	黒部市	9	<u>94</u>																																																																																																											
	入善町	9	85																																																																																																											
西部北	朝日町	11	<u>85</u>																																																																																																											
	高岡市	10	<u>82</u>																																																																																																											
	水見市	10	<u>82</u>																																																																																																											
	小矢部市	9	<u>84</u>																																																																																																											
西部南	射水市	10	<u>86</u>																																																																																																											
	砺波市	8	<u>81</u>																																																																																																											
	南砺市	8	<u>68</u>																																																																																																											

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>単一の値をとる。</u>  <u>(2) 土壤雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1の土壤雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。</u></p>		<p>意報基準一覧表の解説として移設</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画					修正案（変更部分のみ記載）					備考
(別表4) 洪水注意報基準										時点修正
令和元年5月29日現在					令和2年8月6日現在					
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
東部南	富山市	松川流域=2.4、井田川流域=21.8、 熊野川流域=18、いたち川流域=6.5、 古川流域=1.7、土川流域=6.9、 太田川流域=4.3、山田川流域=12.4、 埤野川流域=3.9、白岩川流域=17、 下条川流域=1.7	神通川流域=(5. 52.9)、 いたち川流域=(5. 5.2)、 古川流域=(5. 1)、 土川流域=(9. 5.5)、 山田川流域=(9. 9.9)、 埤野川流域=(5. 3)、 白岩川流域=(9. 17)、 下条川流域=(5. 2.5)	常願寺川〔大川寺〕、 神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕	東部南	富山市	松川流域=2.5、井田川流域=21.2、 熊野川流域=18、いたち川流域=7.4、 古川流域=2.4、土川流域=7.2、 太田川流域=4.5、山田川流域=14.4、 埤野川流域=3.6、白岩川流域=17.3、 下条川流域=2.5、澁川流域=1.9	神通川流域=(7. 52.7)、 いたち川流域=(5. 5.5)、 古川流域=(5. 1.7)、 土川流域=(9. 5.7)、 埤野川流域=(7. 2.9)、 下条川流域=(5. 2.5)、 澁川流域=(9. 1.9)	常願寺川〔大川寺〕、 神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕	時点修正
	舟橋村	白岩川流域=16.1	-	-		舟橋村	白岩川流域=16.5	-	-	
	上市町	早月川流域=16.3、上市川流域=11.6、 白岩川流域=13.6、大岩川流域=6.9	-	-		上市町	早月川流域=16.3、上市川流域=12.7、 白岩川流域=13.3、大岩川流域=6.1	-	-	
	立山町	白岩川流域=10.8、柳津川流域=5.8	白岩川流域=(6. 8.6)	常願寺川〔大川寺〕		立山町	白岩川流域=11、柳津川流域=7.6	-	常願寺川〔大川寺〕	
東部北	魚津市	早月川流域=18.9、片貝川流域=14.4、 鴨川流域=2.6、角川流域=11.5、 布施川流域=8.9、大産川流域=4.6、 坊田川流域=2.6	鴨川流域=(5. 2.6)、 坊田川流域=(5. 2.6)	-	東部北	魚津市	早月川流域=18.7、片貝川流域=16、 鴨川流域=3.2、角川流域=10.8、 布施川流域=10.4、大産川流域=5、 坊田川流域=2.6	鴨川流域=(5. 3.2)、 角川流域=(5. 10.8)、 大産川流域=(5. 5)、 坊田川流域=(5. 2.6)	-	
	滑川市	早月川流域=18.9、上市川流域=13.9	早月川流域=(6. 15.1)	-		滑川市	早月川流域=18.8、上市川流域=14.7	-	-	
	黒部市	吉田川流域=3.1、高橋川流域=5.6、 黒瀬川流域=6.8、片貝川流域=16.7、 布施川流域=10.6	黒部川流域=(9. 36.6)、 高橋川流域=(9. 5.4)	黒部川〔愛本・愛本（下流）〕		黒部市	吉田川流域=3.1、高橋川流域=5.6、 黒瀬川流域=6.8、片貝川流域=16.7、 布施川流域=10.6	高橋川流域=(6. 4.5)	黒部川〔愛本・愛本（下流）〕	
	入善町	入川流域=2.5、舟川流域=5.2	-	黒部川〔愛本（下流）〕		入善町	入川流域=3.7、舟川流域=6	-	黒部川〔愛本（下流）〕	
	朝日町	境川流域=13.1、笹川流域=4.6、 木流川流域=3.6、小川流域=12.9、 舟川流域=5.8	-	-		朝日町	境川流域=16.4、笹川流域=7.3、 木流川流域=3.2、小川流域=17、 舟川流域=6.8	-	-	
西部北	高岡市	和田川流域=9.8、千保川流域=6.5、 祖父川流域=5.5、中川流域=3.6、 岸渡川流域=5.6、子撫川流域=8	小矢部川流域=(8. 33.3)、 和田川流域=(8. 9.8)、 千保川流域=(5. 5.7)	庄川〔小牧・大門〕、 小矢部川〔長江〕	西部北	高岡市	和田川流域=6.1、千保川流域=6.8、 祖父川流域=4.4、中川流域=3.6、 岸渡川流域=5.1、子撫川流域=8.2	和田川流域=(5. 6.1)、 千保川流域=(5. 6.6)	庄川〔大門〕、 小矢部川〔長江〕	
	水見市	神代川流域=4.1、脇之谷内川流域=3.9、 宇波川流域=5.4、阿尾川流域=8.2、 余川川流域=7.9、上庄川流域=13.8、 仏生寺川流域=9.5、泉川流域=3.5	神代川流域=(5. 4.1)、 宇波川流域=(8. 4.3)、 上庄川流域=(9. 13.2)、 仏生寺川流域=(5. 9.5)、 泉川流域=(5. 3)	-		水見市	神代川流域=4.5、脇之谷内川流域=4.9、 宇波川流域=6、阿尾川流域=9.2、 余川川流域=8.8、上庄川流域=13.2、 仏生寺川流域=9.5、泉川流域=3.9	神代川流域=(5. 4.5)、 脇之谷内川流域=(5. 4.9)、 宇波川流域=(7. 4.1)、 余川川流域=(8. 8.8)、 上庄川流域=(9. 13.2)、 泉川流域=(5. 3)	-	
	小矢部市	子撫川流域=13.6、横江宮川流域=5.2、 澁江川流域=10.7	小矢部川流域=(7. 31.6)、 横江宮川流域=(5. 5.2)、 澁江川流域=(5. 10.2)	小矢部川〔津沢・石動・長江〕		小矢部市	子撫川流域=13.4、横江宮川流域=7.6、 澁江川流域=12	横江宮川流域=(5. 7.6)、 澁江川流域=(5. 12)	小矢部川〔津沢・石動・長江〕	
	射水市	和田川流域=10.6、新堀川、鍛冶川流域=5.4、 下条川流域=9	和田川流域=(7. 7.4)、 新堀川、鍛冶川流域=(9. 5.4)、 下条川流域=(9. 9)	庄川〔大門〕、 小矢部川〔長江〕		射水市	和田川流域=11、新堀川流域=8、 下条川流域=9.9	和田川流域=(7. 7.8)	庄川〔大門〕、 小矢部川〔長江〕	
西部南	砺波市	庄川流域=45、和田川流域=7、 埤野川流域=6.8、千保川流域=2.8、 祖父川流域=3.8、岸渡川流域=2.8、 黒石川流域=3、横江宮川流域=3.7、 荒又川流域=2.6	祖父川流域=(5. 3.8)、 岸渡川流域=(5. 2.2)、 黒石川流域=(5. 3)	庄川〔小牧〕	西部南	砺波市	庄川流域=44.4、和田川流域=7.9、 埤野川流域=6.4、千保川流域=4、 祖父川流域=2.1、岸渡川流域=2.3、 黒石川流域=4.3、横江宮川流域=6.3、 荒又川流域=4.2	岸渡川流域=(5. 2)	庄川〔小牧〕	
	南砺市	小矢部川流域=18.6、澁江川流域=4.9、 旅川流域=7.3、山田川流域=10、 大井川流域=6.1	小矢部川流域=(5. 18.6)、 旅川流域=(6. 6.5)、 山田川流域=(5. 10)、 大井川流域=(5. 6.1)	小矢部川〔津沢〕		南砺市	小矢部川流域=19.6、澁江川流域=5.6、 旅川流域=10、山田川流域=10.7、 大井川流域=7.6	小矢部川流域=(5. 19.6)、 旅川流域=(6. 8)、 山田川流域=(5. 10.7)、 大井川流域=(5. 7.6)	小矢部川〔津沢〕	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																																																																																														
<p><u>【洪水注意報基準（別表4）の解説】</u></p> <p><u>（1）流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。</u></p> <p><u>（2）複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。</u></p> <p><u>（3）「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</u></p> <p><u>（4）「〇〇川流域=5.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数5.5以上」を意味する。</u></p> <p><u>（5）流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水注意報の基準となる洪水予報指定河川がない市町村等については、その欄を“－”で示している。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>基準改正のため警報・注意報基準一覧表の解説として移設</p>																																																																																																														
<p>（別表5）高潮警報・注意報基準</p>	<p>平成22年5月27日現在</p>	<p>時点修正</p>																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th rowspan="2">市町村等</th> <th colspan="2">潮位</th> </tr> <tr> <th>警報</th> <th>注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>水見市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位		警報	注意報	東部南	富山市	1.0m	0.7m	舟橋村	－	－	上市町	－	－	立山町	－	－	東部北	魚津市	1.0m	0.7m	滑川市	1.0m	0.7m	黒部市	1.0m	0.7m	入善町	1.0m	0.7m	朝日町	1.0m	0.7m	西部北	高岡市	1.0m	0.7m	水見市	1.0m	0.7m	小矢部市	－	－	射水市	1.0m	0.7m	西部南	砺波市	－	－	南砺市	－	－	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th rowspan="2">市町村等</th> <th colspan="2">潮位</th> </tr> <tr> <th>警報</th> <th>注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>水見市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>1.0m</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位		警報	注意報	東部南	富山市	1.0m	0.7m	舟橋村	－	－	上市町	－	－	立山町	－	－	東部北	魚津市	1.0m	0.7m	滑川市	1.0m	0.7m	黒部市	1.0m	0.7m	入善町	1.0m	0.7m	朝日町	1.0m	0.7m	西部北	高岡市	1.0m	0.7m	水見市	1.0m	0.7m	小矢部市	－	－	射水市	1.0m	0.7m	西部南	砺波市	－	－	南砺市	－	－	
市町村等をまとめた地域			市町村等	潮位																																																																																																												
	警報	注意報																																																																																																														
東部南	富山市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	舟橋村	－	－																																																																																																													
	上市町	－	－																																																																																																													
	立山町	－	－																																																																																																													
東部北	魚津市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	滑川市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	黒部市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	入善町	1.0m	0.7m																																																																																																													
	朝日町	1.0m	0.7m																																																																																																													
西部北	高岡市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	水見市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	小矢部市	－	－																																																																																																													
	射水市	1.0m	0.7m																																																																																																													
西部南	砺波市	－	－																																																																																																													
	南砺市	－	－																																																																																																													
市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位																																																																																																														
		警報	注意報																																																																																																													
東部南	富山市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	舟橋村	－	－																																																																																																													
	上市町	－	－																																																																																																													
	立山町	－	－																																																																																																													
東部北	魚津市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	滑川市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	黒部市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	入善町	1.0m	0.7m																																																																																																													
	朝日町	1.0m	0.7m																																																																																																													
西部北	高岡市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	水見市	1.0m	0.7m																																																																																																													
	小矢部市	－	－																																																																																																													
	射水市	1.0m	0.7m																																																																																																													
西部南	砺波市	－	－																																																																																																													
	南砺市	－	－																																																																																																													



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考													
<p><u>【高潮警報・注意報の基準（別表5）の解説】</u></p> <p><u>・高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。</u></p> <p><u>（注）1 警報・注意報に東部、西部等の地域名を付したときの区分は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="353 432 994 627"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東部</td> <td>東部北</td> <td>朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市</td> </tr> <tr> <td>東部南</td> <td>富山市、立山町、上市町、舟橋村</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部</td> <td>西部北</td> <td>高岡市、射水市、氷見市、小矢部市</td> </tr> <tr> <td>西武南</td> <td>砺波市、南砺市</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 発表基準欄に記載した数値は、富山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。</u></p> <p><u>また、概ね平地は海拔 200m 未満。山間部は 200m 以上の地域である。</u></p> <p><u>3 警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、新たな警報・注意報にきりかえられる。</u></p> <p><u>4 有義波とは、一連の波高を大きい順に並べたとき、大きい方から全体の 1/3 を平均したものである。</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	区 分	市 町 村		東部	東部北	朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市	東部南	富山市、立山町、上市町、舟橋村	西部	西部北	高岡市、射水市、氷見市、小矢部市	西武南	砺波市、南砺市	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>【警報・注意報基準一覧表の解説】</u></p> <p><u>（1）本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。</u></p> <p><u>（2）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して</u></p>	<p>基準改正のため警報・注意報基準一覧表の解説として移設</p> <p>基準改正のため項目ごとの警報・注意報基準一覧表を統合して移設</p>
区 分	市 町 村														
東部	東部北	朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市													
	東部南	富山市、立山町、上市町、舟橋村													
西部	西部北	高岡市、射水市、氷見市、小矢部市													
	西武南	砺波市、南砺市													

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p><u>行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。</u></p> <p><u>(3) 大雨、洪水、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「〇〇以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「〇〇以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</u></p> <p><u>(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</u></p> <p><u>(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。</u></p> <p><u>(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。</u></p> <p><u>(7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。</u></p> <p><u>(8) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。</u></p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
	<p><u>(9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。</u></p> <p><u>(10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。</u></p> <p><u>(11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。</u></p> <p><u>(12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</u></p> <p><u>(13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。</u></p> <p><u>(14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u></p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考													
(追加)	<p>(3) 気象警報・注意報の発表地域</p> <table border="1"> <tr> <td>一次細分区域</td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東部</td> <td>東部北</td> <td>朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市</td> </tr> <tr> <td>東部南</td> <td>富山市・立山町・上市町・舟橋村</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部</td> <td>西部北</td> <td>高岡市・射水市・氷見市・小矢部市</td> </tr> <tr> <td>西武南</td> <td>砺波市・南砺市</td> </tr> </table>	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村	東部	東部北	朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市	東部南	富山市・立山町・上市町・舟橋村	西部	西部北	高岡市・射水市・氷見市・小矢部市	西武南	砺波市・南砺市	<p>近年発表を開始した情報類追加</p>
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村													
東部	東部北	朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市													
	東部南	富山市・立山町・上市町・舟橋村													
西部	西部北	高岡市・射水市・氷見市・小矢部市													
	西武南	砺波市・南砺市													
(追加)	<p>3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（富山地方气象台）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の</p>	<p>近年発表を開始した情報類追加</p>					
種 類	概 要														
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>														
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>														
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の</p>														

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考				
<p>(追加)</p> <p>2 富山県気象情報（富山地方気象台） （略）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td> <p>危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">流域雨量指数の予測値</td> <td> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> </td> </tr> </table> <p>4 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方気象台） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>5 富山県気象情報（富山地方気象台）</p>		<p>危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>	<p>近年発表を開始した情報類追加</p>
	<p>危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>					
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>					

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p><u>3</u> 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台） 大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県は富山地方気象台と共同で市町村ごとに土砂災害警戒情報を発表し通知する。</p> <p>（略）</p> <p><u>4</u> 記録的短時間大雨情報（富山地方気象台） 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。 <u>（追加）</u></p> <p><u>5</u> 竜巻注意情報（富山地方気象台） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、<u>府県予報区単位</u>で発表する。 <u>（追加）</u></p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から<u>約</u>1時間である。</p> <p><u>6</u> 指定河川洪水予報（富山地方気象台、北陸地方整備局） （略）</p>	<p><u>6</u> 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台） 大雨警報（土砂災害）の発表中、<u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と富山地方気象台が共同で発表する。</u> <u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p><u>7</u> 記録的短時間大雨情報（気象庁） 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p> <p><u>8</u> 竜巻注意情報（気象庁） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている<u>ときに、一次細分区域単位</u>で発表する。<u>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を<u>付加した情報を一次細分区域単位</u>で発表する。 この情報の有効期間は、発表から<u>概ね</u>1時間である。</p> <p><u>9</u> 指定河川洪水予報（富山地方気象台、北陸地方整備局）</p>	<p>近年発表を開始した情報類追加</p> <p>実情に応じた変更</p> <p>近年発表を開始した情報類追加</p> <p>実情に応じた変更</p> <p>近年発表を開始した情報類追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案（変更部分のみ記載）			備 考
種 類	標 題	概 要	種 類	標 題	概 要	
洪水予報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	近年発表を開始した情報類追加
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し <u>さらに</u> 水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備情報・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。</u>		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し <u>更に</u> 水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	
	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し <u>さらに</u> 水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</u>		洪水注意報	氾濫注意水位に到達し <u>更に</u> 水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>	
<p>第2～第3（略）</p> <p>第4 伝達体制</p> <p>1（略）</p> <p>2 非常時の伝達体制（各防災関係機関）</p> <p>（1）関係機関は、富山地方气象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方法により予警報の受信の確保を図るものとする。</p>			<p>（略）</p>			
（略）			（略）			



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考
北陸電力株式会社 (中央給電指令所)	携帯無線機及び連絡員派遣	北陸電力送配電株式会社 (中央給電指令所)	携帯無線機及び連絡員派遣	分社化に伴う 変更
(略)		(略)		
3 気象予警報伝達系統図（各防災関係機関）				
				合併による変 更
<p>第2節 災害未然防止活動の実施</p> <p><b>第1 水害対策</b></p> <p>1 雨量、水位等の観測及び通報（県農林水産部、県土木部、北陸電力、関西電力） (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><b>第2 土砂災害対策</b></p> <p>1 情報の収集及び伝達（各防災関係機関）</p> <p>(1) <u>土砂災害危険箇所</u>の存する地域においては、局地的な降</p>		<p>1 雨量、水位等の観測及び通報（県農林水産部、県土木部、北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>、関西電力、<u>関西電力送配電</u>）</p>		分社化のため
<p>(1) <u>土砂災害危険箇所</u>の存する地域においては、局地的な降</p>		<p>(1) <u>土砂災害警戒区域</u>においては、局地的な降雨等の情報把</p>		国防災基本計

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒情報・<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>などの気象情報の解説に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される<u>土砂災害危険箇所</u>周辺の住民に対しては、極力個別伝達に努めるものとする。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第3節 応急活動体制</p> <p><b>第1 県の活動体制</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（県総合政策局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア 本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p style="text-align: center;">県災害対策本部組織図</p>	<p>握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒情報・<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>などの気象情報の解説に努める。</p> <p>(3) 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される<u>土砂災害警戒区域</u>周辺の住民に対しては、極力個別伝達に努めるものとする。</p>	<p>画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>本部員会議</p> <p>本 部 長（知事） 副 本 部 長（副知事） 本 部 員（会計管理者、公営企業管理者、危機管理監、各部局長、教育長、警察本部長、企業局長）</p> <p>本部員会議の下部組織：                  危機管理部                  総合政策部                  観光・交通部                  経営管理部                  生活環境文化部                  厚生部                  商工労働部                  農林水産部                  土木部                  経理部                  文教部                  警察部                  公営企業部</p> <p>本部室</p> <p>室 長（危機管理監） 室 員 各班の班員（総務班員、管財班員、広報班員、災害救助班員、医務班員、建設技術企画班員、警備班員、ボランティア班員、<b>航空班員</b>） 各部連絡員 避難者対策特別チーム 被災市町村支援チーム 災害医療対策チーム</p>	<p>本部員会議</p> <p>本 部 長（知事） 副 本 部 長（副知事） 本 部 員（会計管理者、公営企業管理者、危機管理監、各部局長、教育長、警察本部長、企業局長）</p> <p>本部員会議の下部組織：                  危機管理部                  総合政策部                  観光・交通<b>振興部</b>                  経営管理部                  生活環境文化部                  厚生部                  商工労働部                  農林水産部                  土木部                  経理部                  文教部                  警察部                  公営企業部</p> <p>本部室</p> <p>室 長（危機管理監） 室 員 各班の班員（総務班員、管財班員、広報班員、災害救助班員、医務班員、建設技術企画班員、警備班員、ボランティア班員、<b>航空運用調整班員</b>） 各部連絡員 避難者対策特別チーム 被災市町村支援チーム 災害医療対策チーム</p>	<p>字句修正</p> <p>&lt;地・風・雪&gt; 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（消防庁）に準拠</p> <p>&lt;各編共通&gt; 字句修正</p> <p>&lt;地・風・雪&gt;</p>
<p>(ウ) ~ (オ) (略)</p> <p>イ~ウ (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 災害対策本部室</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 本部室長は、<b>総合政策局長</b>をもって充てる。</p> <p>ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、ボランティア班、<b>航空班</b>及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部</p>	<p>イ 本部室長は、<b>危機管理監</b>をもって充てる。</p> <p>ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、ボランティア班、<b>航空運用調整班</b>及び本部長の指示する各班の班員若</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。</p> <p><u>（追加）</u> （ア）～（ク） （略） （7） （略） （8） 非常（緊急）災害現地対策本部との連携 災害対策本部は、国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。</p> <p><u>（追加）</u>  （9） （略） <b>第2～第5 （略）</b></p> <p>第4節 情報の収集・伝達 <b>第1 被害状況等の収集・伝達活動</b> 1～3 （略） 4 被害情報の収集活動（県各部局） （1）～（2） （略） （3） ヘリコプター保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>千名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。</p> <p><u>エ 本部室の所掌業務は次のとおりとする。</u></p> <p><u>また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（3） ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。</p> <p><u>また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。</u></p>	<p>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（消防庁）に準拠</p> <p>字句修正</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>防災基本計画の修正を受けての追加、修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行 地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																								
<p style="text-align: center;"><b>富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム</b></p> <p>ヘリコプターテレビ電送システム（機上設備）</p> <p>スーパーバード</p> <p>地域衛星通信ネットワーク</p> <p>首相官邸</p> <p>内閣府</p> <p>消防庁</p> <p>市町村</p> <p>放送局</p> <p>県庁（統制局）</p> <p>県民</p> <p>可搬ヘリテレ受信装置（国の貸与） ＋衛星車載局（県有）</p> <p>（4）～（9）（略）</p> <p>5 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各局局）</p> <table border="1" data-bbox="168 790 1032 989"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>担当部班</th> <th>備考（室課名）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> <td><u>観光・交通・地域振興部</u> 地域交通・新幹線</td> <td>総合交通政策室 政策班</td> </tr> <tr> <td>空港施設被害</td> <td><u>観光・交通・地域振興部</u> 航空政策班</td> <td>総合交通政策室</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～7（略）</p> <p><b>第2 通信連絡体制</b></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>1（略）</p>	被害項目	担当部班	備考（室課名）	（略）			鉄道施設被害	<u>観光・交通・地域振興部</u> 地域交通・新幹線	総合交通政策室 政策班	空港施設被害	<u>観光・交通・地域振興部</u> 航空政策班	総合交通政策室	<p style="text-align: center;"><b>富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム</b></p> <p>ヘリコプターテレビ電送システム（機上設備）</p> <p>スーパーバード</p> <p>地域衛星通信ネットワーク</p> <p>首相官邸</p> <p>内閣府</p> <p>消防庁</p> <p>市町村</p> <p>放送局</p> <p>県庁（統制局）</p> <p>県民</p> <p>可搬ヘリテレ受信装置（国の貸与、<u>県有</u>） ＋可搬型衛星地球局（<u>県有</u>）</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="1072 790 1937 989"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>担当部班</th> <th>備考（室課名）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> <td><u>観光・交通振興部</u> 地域交通・新幹線政策班</td> <td>総合交通政策室</td> </tr> <tr> <td>空港施設被害</td> <td><u>観光・交通振興部</u> 航空政策班</td> <td>総合交通政策室</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。</u></p>	被害項目	担当部班	備考（室課名）	（略）			鉄道施設被害	<u>観光・交通振興部</u> 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室	空港施設被害	<u>観光・交通振興部</u> 航空政策班	総合交通政策室	<p>（略）</p> <p>＜各編共通＞ 県機構改革に伴う変更</p> <p>＜各編共通＞ 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>
被害項目	担当部班	備考（室課名）																								
（略）																										
鉄道施設被害	<u>観光・交通・地域振興部</u> 地域交通・新幹線	総合交通政策室 政策班																								
空港施設被害	<u>観光・交通・地域振興部</u> 航空政策班	総合交通政策室																								
被害項目	担当部班	備考（室課名）																								
（略）																										
鉄道施設被害	<u>観光・交通振興部</u> 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室																								
空港施設被害	<u>観光・交通振興部</u> 航空政策班	総合交通政策室																								

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考												
<p>2 無線電話（県総合政策局、県経営管理部、NTTドコモ）                      (1)～(3) (略)                      (4) 衛星<u>携帯電話</u>                      県は、衛星<u>携帯電話</u>を整備し、積極的に活用する。                      (5)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 その他（各防災関係機関）                      (1) 利用できる主な施設                      ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法                      第28条で定める業務を行う機関の保有する無線</p> <table border="1" data-bbox="165 544 1034 667"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気事業用無線</td> <td>北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線</td> </tr> </tbody> </table>	通信施設名	通信系統	(略)		電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線	<p>(4) 衛星<u>通信</u>                      県は、衛星<u>通信</u>を整備し、積極的に活用する。</p> <p>ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法                      第11条で定める業務を行う機関の保有する無線</p> <table border="1" data-bbox="1070 544 1939 703"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気事業用無線</td> <td>北陸電力(株)、<u>北陸電力送配電(株)</u>、関西電力(株)、<u>関西電力送配電(株)</u>の各関係機関を結ぶ回線</td> </tr> </tbody> </table>	通信施設名	通信系統	(略)		電気事業用無線	北陸電力(株)、 <u>北陸電力送配電(株)</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> の各関係機関を結ぶ回線	<p>&lt;各編共通&gt;                      国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>条項誤り修正</p> <p>&lt;各編共通&gt;                      分社化のため</p>
通信施設名	通信系統													
(略)														
電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線													
通信施設名	通信系統													
(略)														
電気事業用無線	北陸電力(株)、 <u>北陸電力送配電(株)</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> の各関係機関を結ぶ回線													
<p>イ～ウ (略)                      (2) (略)</p> <p><b>第3 広報及び広聴活動</b></p> <p>1 広報活動（各防災関係機関）                      (1) (略)                      (2) 広報活動の内容                      ア 広域災害広報                      県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。                      (ア)～(オ) (略)</p> <p>イ 地域災害広報                      地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、</p>	<p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、<u>ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体</u>を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、</p>	<p>&lt;各編共通&gt;                      国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>表記を統一するため字句修正</p> <p>&lt;各編共通&gt;                      国防災基本計画の修正に伴</p>												



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)  (3)～(4) (略)  2 (略)  第5節 (略)  第6節 広域応援要請  <b>第1 相互協力</b>  1～2 (略)  3 応援受入体制の確立（県総合政策局、市町村）  (1) 連絡体制の確保  県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。  <u>(追加)</u></p> <p>(2)～(3) (略)  4 (略)  <b>第2 (略)</b>  第7節 救助・救急活動  <b>第1～第2 (略)</b>  <b>第3 消防応援要請</b>  1～2 (略)  3 消防庁の対応  (略)  また、<u>東海地震</u>等の大規模な災害又は毒性物質等の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対</p>	<p>広報車、ハンドマイク、掲示板、<u>チラシの張り出し、配付等の紙媒体</u>等に加え、ケーブルテレビ、<u>ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送</u>等<u>適切な媒体</u>を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p><u>県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、<u>南海トラフ地震</u>等の大規模な災害又は毒性物質等の発</p>	<p>う変更</p> <p>表記を統一するため字句修正</p> <p>&lt;各編共通&gt;  国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt;  字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村） （1）～（2） （略） （3）ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報  （4）～（5） （略）</p> <p><b>第4 （略）</b></p> <p>第8節 医療救護活動</p> <p><b>第1～第6 （略）</b></p> <p><b>第7 医薬品、血液の供給体制</b></p> <p>1 医薬品等の供給（県厚生部） （1）災害直後の初動期の医薬品等の供給 （略） 不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、<u>及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）</u>や国の協力を得て、調達し供給する。</p> <p>（2） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><b>第8～第10 （略）</b></p> <p>第9節 避難活動</p> <p><b>第1～第2 （略）</b></p> <p><b>第3 避難所の設置・運営</b></p> <p>1 避難所の開設（市町村） （1） （略） （2）避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。</p>	<p>緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。</p> <p>（3）ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（<u>ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等</u>）</p> <p>不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」</u>に基づき、薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。</p> <p>（2）避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。<u>また、県及び市町村は、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。</u></p>	<p>&lt;各編共通&gt; 「富山県緊急消防援助隊受援計画」に準拠</p> <p>&lt;各編共通&gt; 新たに協定を締結したため</p> <p>&lt;各編共通&gt; 混雑状況の広報について追記</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(3)～(6) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 避難所の運営（県総合政策局、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p><b>第4 要配慮者の支援</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 外国人の援護対策（県観光・地域振興局、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><b>第5 (略)</b></p> <p><b>第6 飼養動物の保護等</b></p> <p>1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づ</p>	<p><u>(7) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方<u>及び性的少数者</u>の視点等に配慮するものとする</p> <p><u>(7) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p>3 外国人の支援対策（<u>県総合政策局</u>、県観光・地域振興局、市町村、<u>報道機関</u>）</p>	<p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」において「性的指向、性自認」として重要課題項目に位置付けられ、性的少数者の方に対する理解と配慮が必要であるため。</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;地・風・雪&gt; 県機構改革に伴う変更 表記を統一するため字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>き、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>2 （略）</p> <p>第10節 交通規制・輸送対策</p> <p><b>第1 （略）</b></p> <p><b>第2 緊急交通路の確保</b></p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 緊急航空路の確保（県総合政策局）</p> <p>災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。</p> <p>このため、県災害対策本部<u>航空班</u>は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター<u>運航</u>管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。</p> <p><b>第3～第4 （略）</b></p> <p>第11節 （略）</p> <p>第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p><b>第1 （略）</b></p> <p><b>第2 ごみ、災害廃棄物の処理</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛</p>	<p><u>市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。</p> <p>このため、県災害対策本部<u>航空運用調整班</u>は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター<u>動態</u>管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。</p>	<p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;地・風・雪&gt; 「富山県緊急消防援助隊受援計画」に準拠</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。</p> <p>3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）                  県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、<u>(一社)富山県産業廃棄物協会</u>及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。(資料 「9-11 ごみ処理施設一覧」)</p> <p><b>第3 (略)</b>  <b>第4 防疫対策</b>                  災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1～2 (略)</p>	<p><u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p>3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）                  県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、<u>(一社)富山県産業資源循環協会</u>及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。(資料 「9-11 ごみ処理施設一覧」)</p> <p><u>市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>〈各編共通〉                  国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈地・風・雪〉                  組織名改称のため</p> <p>〈各編共通〉                  国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><b>第5 (略)</b>            第13節～第14節 (略)            第15節 ライフライン施設の応急復旧対策</p> <p><b>第1 電力施設</b></p> <p>1 初動活動体制（北陸電力）            (略)</p> <p>2 情報の早期収集と伝達（北陸電力）            (略)</p> <p>3 広報サービス体制（北陸電力）            (略)</p> <p>4 応急復旧活動（北陸電力）            (略)</p> <p><b>第2～第5 (略)</b>            第16節 公共施設等の応急復旧対策</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 鉄道施設等</b></p> <p>1 初動活動体制（J R 西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、<u>富山ライトレール(株)</u>）            (略)</p> <p>2 初動措置（J R 西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、<u>富山ライトレール(株)</u>）            (略)</p> <p>3 公共交通機関による輸送の確保（J R 西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、<u>富山ライトレール(株)</u>）            (略)</p> <p><b>第3 社会公共施設等</b>            風水害により被災した医療施設、社会福祉施設等については、次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。  <u>(追加)</u></p>	<p>1 初動活動体制（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>）</p> <p>2 情報の早期収集と伝達（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>）</p> <p>3 広報サービス体制（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>）</p> <p>4 応急復旧活動（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>）</p> <p><b>第2 鉄道施設等</b></p> <p>1 初動活動体制（J R 西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、<u>県観光・交通振興局</u>）</p> <p>2 初動措置（J R 西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、<u>県観光・交通振興局</u>）</p> <p>3 公共交通機関による輸送の確保（J R 西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、<u>県観光・交通振興局</u>）</p> <p><u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設</u></p>	<p>&lt;地・風・雪&gt; 分社化のため</p> <p>合併による削除 実情に応じた変更</p> <p>&lt;各編共通&gt; 国防災基本計</p>



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

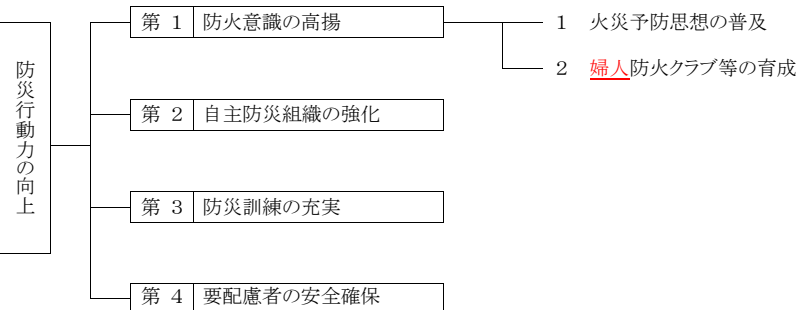
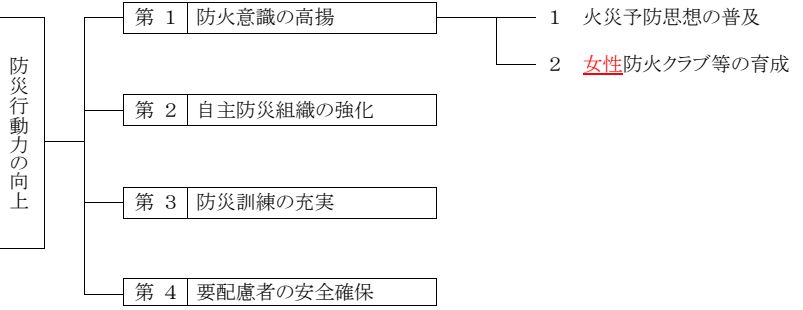
現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1～5 （略）                      第17節～第18節 （略）                      第19節 教育・金融・労働力確保対策  <b>第1 （略）</b>  <b>第2 応急金融対策</b>                      1 （略）                      2 金融機関による<u>非常金融措置</u>の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）                      災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の<u>非常金融措置</u>を実施するよう要請する。                      (1) <u>非常金融措置の実施</u>                      被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、<u>金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう要請する。</u>                      ア～エ （略）  <u>（追加）</u>                      (2) <u>金融措置</u>に関する広報  <u>金融機関の営業開始、休日営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置については、金融機関と協力し速やかにその周知徹底を図る。</u>  <b>第3 （略）</b>                      第20節 （略）  <b>第3章 災害復旧対策</b> （略）                      第1節 民生安定のための緊急対策  <b>第1 被災者の生活確保</b>                      1～7 （略）                      8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県厚</p>	<p><u>の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</u>  <u>県は、国、電力会社等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電力会社等は、電源車等の配備に努めるものとする。</u></p> <p>2 金融機関による<u>金融上の措置</u>の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）                      災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の<u>金融上の措置</u>を実施するよう要請する。                      (1) <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u>                      被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、<u>金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</u>  <u>オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</u>                      (2) <u>金融上の措置の実施等</u>に関する広報  <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行ったとき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。</u></p>	<p>画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;地・風・雪&gt;                      日銀防災業務計画の内容に沿って修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫)                      (1)～(3) (略)                      (4) 離職者に対する生活資金の支援                      ア (略)                      イ <u>離職者支援資金の融資</u>  <u>失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立を支援するため、再就職までの間、生活資金の融資を行う。</u></p> <p>(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者</p> <p>① <u>生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること</u></p> <p>② <u>生計中心者が就労の可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること</u></p> <p>③ <u>生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること</u></p> <p>④ <u>生計中心者が離職の日から2年(特別な場合は3年)を超えていないこと</u></p> <p>⑤ <u>生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中でないこと</u></p> <p>(イ) 貸付期間 <u>貸付けを希望する月から12月以内の期間ただし、当該期間内であって、次の期間は除かれる。</u></p> <p>① <u>離職の日から2年(技能取得等の特別の場合は3年)を経過した日の属する月の翌月以降</u></p> <p>② <u>就職した日の属する月の翌々月以降</u></p> <p>(ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあつては月額 <u>10万円</u></p> <p>(エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間経過後、<u>7年以内</u></p>	<p>イ <u>総合支援資金の貸付</u>  <u>失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金(総合支援資金)貸付けを行う。</u></p> <p>(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者</p> <p>① <u>低所得世帯であつて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること</u></p> <p>② <u>資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること</u></p> <p>③ <u>現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること</u></p> <p>④ <u>実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること</u></p> <p>⑤ <u>失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと</u></p> <p>(イ) 貸付期間 <u>原則3月以内</u>  <u>(ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長12月まで延長可能)</u>  <u>(削除)</u></p> <p>(ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあつては月額 <u>15万円</u></p> <p>(エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間経過後、<u>10年以内</u></p>	<p>&lt;各編共通&gt;                      離職者支援資金が総合支援資金に改められたことに伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(オ) 利率 年<u>3</u>%。ただし<u>据置期間中は無利子</u>                      (カ) (略)                      9 (略)                      10 罹災証明書発行体制の整備（県厚生部、市町村）                      (略)                      また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。  <u>(追加)</u></p> <p>11～12 (略)  <b>第2 (略)</b>  <b>第3 税の徴収猶予及び減免等</b>                      1 県の措置（県経営管理部）                      (1) 期限の延長                      ア (略)                      イ ア以外の場合、納税者等の申請により災害が<u>収まった</u>日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において期限を延長する。                      (2)～(3) (略)                      (4) 減免等                      被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。                      2 (略)</p>	<p>(オ) 利率 年<u>1.5</u>%。ただし<u>保証人がいれば無利子</u></p> <p><u>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u></p> <p>イ ア以外の場合<u>は</u>、納税者等の申請により災害が<u>やんだ</u>日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において期限を延長する。</p> <p>被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く。）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。</p>	<p>備 考</p> <p>&lt;各編共通&gt;                      国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>&lt;地・風・雪&gt;                      法令用語等に準じて修正</p> <p>字句修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><b>第4 (略)</b>                      第2節 (略)                      第3節 公共土木施設の災害復旧計画  <b>第1～第2 (略)</b>  <b>第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</b>                      1 (略)                      2 <u>指定区間外の国道</u>  <u>指定区間外の国道において、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。</u>                      3 <u>重要物流道路等</u>  <u>重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。</u>                      4 (略)</p> <p>火災編  <b>第1章 火災予防対策</b>                      第1節～第6節                      第7節 防災行動力の向上                      対策の体系</p>  <p><b>第1～第4 (略)</b>  <b>第2章 火災応急対策</b></p>	<p>2 <u>県管理道路及び市町村道</u>  <u>指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事をを行う。</u>  <u>(削除)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> 	<p>&lt;地・風・雪&gt;                      令和2年5月20日 道路法等の一部を改正する法律の成立による権限代行の適用範囲の拡大に伴う変更</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																				
<p>第1節 火災警報等の伝達</p> <p><b>第1 火災気象通報（富山地方気象台）</b></p> <p>富山地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報するものとする。</p> <p><u>富山地方気象台長が知事に通報する火災気象通報の基準は、気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</u></p> <p><u>1 気象官署（富山・伏木）における実効湿度が65%以下で、最小湿度40%以下となり、県内の最大風速が7m/s以上となる見込みのとき。</u></p> <p><u>2 県内で平均風速10m/s以上が、1時間以上連続して吹くと予想されるとき。（但し、降雨や降雪を伴うときは通報しないこともある。）</u></p> <p><b>第2～第3 （略）</b></p> <p>第2節～第19節 （略）</p> <p><b>第3章 火災復旧対策 （略）</b></p> <p>個別災害編</p> <p><b>第1章 火山災害対策</b></p> <p>第1節 火山災害予防対策</p> <p><b>第1 （略）</b></p> <p><b>第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等</b></p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 火山観測体制（気象庁）</p> <table border="1" data-bbox="165 994 1034 1187"> <thead> <tr> <th>観測点名</th> <th>観測機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室堂平</td> <td>地震計、傾斜計、空振計</td> </tr> <tr> <td>炎高山</td> <td>地震計</td> </tr> <tr> <td><u>瀬戸蔵山西</u></td> <td>監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>紺屋橋上部</td> <td>G N S S</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3～第5 （略）</b></p> <p>第2節～第3節 （略）</p> <p><b>第2章～第3章 （略）</b></p> <p><b>第4章 鉄道災害対策</b></p> <p>第1節 鉄道災害予防対策</p> <p><b>第1 鉄軌道交通の安全確保</b></p> <p>1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（富山地方気象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、</p>	観測点名	観測機器	室堂平	地震計、傾斜計、空振計	炎高山	地震計	<u>瀬戸蔵山西</u>	監視カメラ	紺屋橋上部	G N S S	<p>富山地方気象台長は、<u>消防法第22条第1項の規定により</u>、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報するものとする。</p> <p><u>1 対象地域市町村を単位とする。</u></p> <p><u>2 実施基準</u></p> <p><u>「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準と同一とする。</u></p> <p><u>ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 994 1930 1187"> <thead> <tr> <th>観測点名</th> <th>観測機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室堂平</td> <td>地震計、傾斜計、空振計</td> </tr> <tr> <td>炎高山</td> <td>地震計</td> </tr> <tr> <td><u>芦峯</u></td> <td>監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>紺屋橋上部</td> <td>G N S S</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（<u>県観光・交通振興局</u>、富山地方気象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富</p>	観測点名	観測機器	室堂平	地震計、傾斜計、空振計	炎高山	地震計	<u>芦峯</u>	監視カメラ	紺屋橋上部	G N S S	<p>「火災気象通報業務に関する協定に基づく実施細目」（R2.2.14改正）に応じた変更</p> <p>実情に応じた変更</p> <p>県の主管部局の追加</p>
観測点名	観測機器																					
室堂平	地震計、傾斜計、空振計																					
炎高山	地震計																					
<u>瀬戸蔵山西</u>	監視カメラ																					
紺屋橋上部	G N S S																					
観測点名	観測機器																					
室堂平	地震計、傾斜計、空振計																					
炎高山	地震計																					
<u>芦峯</u>	監視カメラ																					
紺屋橋上部	G N S S																					



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p><u>富山ライトレール(株)</u></p> <p>2 鉄軌道の安全な運行の確保（北陸地方整備局、県土木部、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>）</p> <p>3 鉄軌道の安全性の確保（J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>）</p> <p>4 鉄軌道交通環境の整備（J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>、各道路管理者）</p> <p>5 再発防止対策の実施（J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>）</p> <p>6 各種データの整備保存（J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>）</p> <p><b>第2 防災活動体制の整備</b></p> <p>1 通信連絡体制の整備（J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>、各防災関係機関）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p><b>第3 救援・救護体制の整備</b></p> <p>1 消火体制の整備（J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>2 救助・救急体制の整備（J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>3～4（略）</p> <p><b>第4 防災訓練の充実</b></p> <p>1 防災訓練の実施（J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>、各防災関係機関）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価（県観光・交通・<u>地域</u>振興局、市町村、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>）</p> <p>（1）～（2）（略）</p>	<p>山地方鉄道、万葉線）</p> <p>2 鉄軌道の安全な運行の確保（<u>県観光・交通振興局</u>、北陸地方整備局、県土木部、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>3 鉄軌道の安全性の確保（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>4 鉄軌道交通環境の整備（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者）</p> <p>5 再発防止対策の実施（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>6 各種データの整備保存（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>1 通信連絡体制の整備（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関）</p> <p>1 消火体制の整備（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>2 救助・救急体制の整備（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>1 防災訓練の実施（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関）</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価（県観光・交通振興局、市町村、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p>	<p>合併による削除</p> <p>県機構改革に伴う変更</p>



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第2節 鉄道災害応急対策</p> <p><b>第1 応急活動体制</b></p> <p>1 鉄軌道事業者の活動体制（JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>） （1）～（3）（略） 2～6（略）</p> <p><b>第2～第3（略）</b></p> <p><b>第4 救助・救急活動</b></p> <p>1 救助活動（自衛隊、県警察本部、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>） （1）～（4）（略） 2（略） 3 消火活動（市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>） （1）～（3）（略）</p> <p><b>第5～第8（略）</b></p> <p><b>第9 代替交通手段の確保（JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>）</b> （略）</p> <p>第3節 鉄道災害復旧対策</p> <p><b>第1 施設及び車両の復旧事業（JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>）</b> （略）</p> <p><b>第2 復旧予定時期の明示（JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、<u>富山ライトレール(株)</u>）</b> （略）</p> <p><b>第5章～第6章（略）</b></p>	<p>1 鉄軌道事業者の活動体制（<u>県観光・交通振興局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>1 救助活動（自衛隊、<u>県観光・交通振興局</u>、県警察本部、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>3 消火活動（<u>県観光・交通振興局</u>、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p><b>第9 代替交通手段の確保（<u>県観光・交通振興局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</b></p> <p><b>第1 施設及び車両の復旧事業（<u>県観光・交通振興局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</b></p> <p><b>第2 復旧予定時期の明示（<u>県観光・交通振興局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</b></p>	<p>県の主管部局の追加 合併による削除</p> <p>県の主管部局の追加 合併による削除</p> <p>県の主管部局の追加 合併による削除</p> <p>県の主管部局の追加 合併による削除</p>